

ふじのくに 公共資産最適管理基本方針

(静岡県公共施設等総合管理計画)



静岡県

平成27年2月策定
平成31年3月改訂
令和2年3月改訂
令和4年3月改訂
令和5年3月改訂

目次

はじめに	1
------	---

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し	2
----------------------	---

1 公共施設等の状況	2
(1) 対象施設	
(2) 財政状況	
(3) 施設保有量及び老朽度合	
① インフラ資産	
② 公共建築物	
③ 有形固定資産減価償却率の推移	
2 人口の見通し	7
3 公共施設等の維持管理・更新費の将来見通し	8
(1) インフラ資産	
(2) 公共建築物	
(3) 将来負担見通しに対する財源について	

第2章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	11
---------------------------	----

1 期間	11
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	11
(1) 全庁的な取組体制の構築	
(2) 情報管理・共有方策	
(3) 市町との連携	
3 現状や課題に関する基本的な認識	12
(1) 維持管理・更新	
(2) ニーズの変化	
(3) 管理目標の設定	
4 管理に関する基本的な考え方	14
(1) 点検・診断等の実施方針	
(2) 維持管理・更新等の実施方針	

- (3) 安全確保の実施方針
- (4) 地震・津波対策の実施方針
- (5) 長寿命化の実施方針
- (6) 統合や廃止の推進方針
- (7) ユニバーサルデザイン化の推進方針
- (8) 民間活力の活用方針
- (9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための人材育成方針
- (10) 環境問題への対応方針

5	フォローアップの実施方針	19
---	--------------	-------	----

第3章	施設類型ごとの基本方針	20
------------	--------------------	-------	-----------

1	インフラ資産	20
---	--------	-------	----

- (1) 現状や課題に関する基本的な認識
- (2) 管理に関する基本的な考え方
 - ① 施設・工種・事業単位のマネジメント
 - ② 全体のマネジメント
 - ③ その他必要な取組

2	公共建築物・土地	30
---	----------	-------	----

- (1) 現状や課題に関する基本的な認識
- (2) 管理に関する基本的な考え方
 - ① 量の見直し
 - ② 質の見直し
 - ③ 全体のマネジメント
 - ④ 公共建築物の個別類型(主なもの)

第4章	今後の課題	36
------------	--------------	-------	-----------

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の進行などにより社会構造や県民ニーズが変化していることに加え、高度経済成長期に建設された多くの施設が更新時期を迎えるなど、公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの変化に的確に対応し、県民に求められる行政サービスを持続的に提供していくためには、限られた財源の中で、必要な公共施設等を確保していかななくてはなりません。

本県では、総合計画や行財政改革大綱に基づき、2003（平成 15）年度から庁舎等の建物やインフラ資産の長寿命化に取り組んできました。2012（平成 24）年度からは、経営的視点による公共施設等の管理を推進するため、アセットマネジメント、ファシリティマネジメントの考え方を本格導入し、資産管理コストの最小化と県民満足度の最大化を図る取組を進めているところです。

本県では、これらの取組を統合し、体系化した「ふじのくに 公共資産最適管理基本方針」を策定しました。

この方針においては、公共施設等の適切な維持保全と財政負担の軽減の両立を図るため、長期的な視点から公共施設等を取り巻く課題を客観的に把握・分析し、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めております。県が保有する公共施設等について、この地に生きる誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、また、良好な状態で次世代へ引き継いでいけるよう、強い使命感をもってその最適管理に取り組んでいきます。

なお、この方針は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において全国の自治体に対し要請のあった「公共施設等総合管理計画」として位置づけられるものです。

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の状況

(1) 対象施設

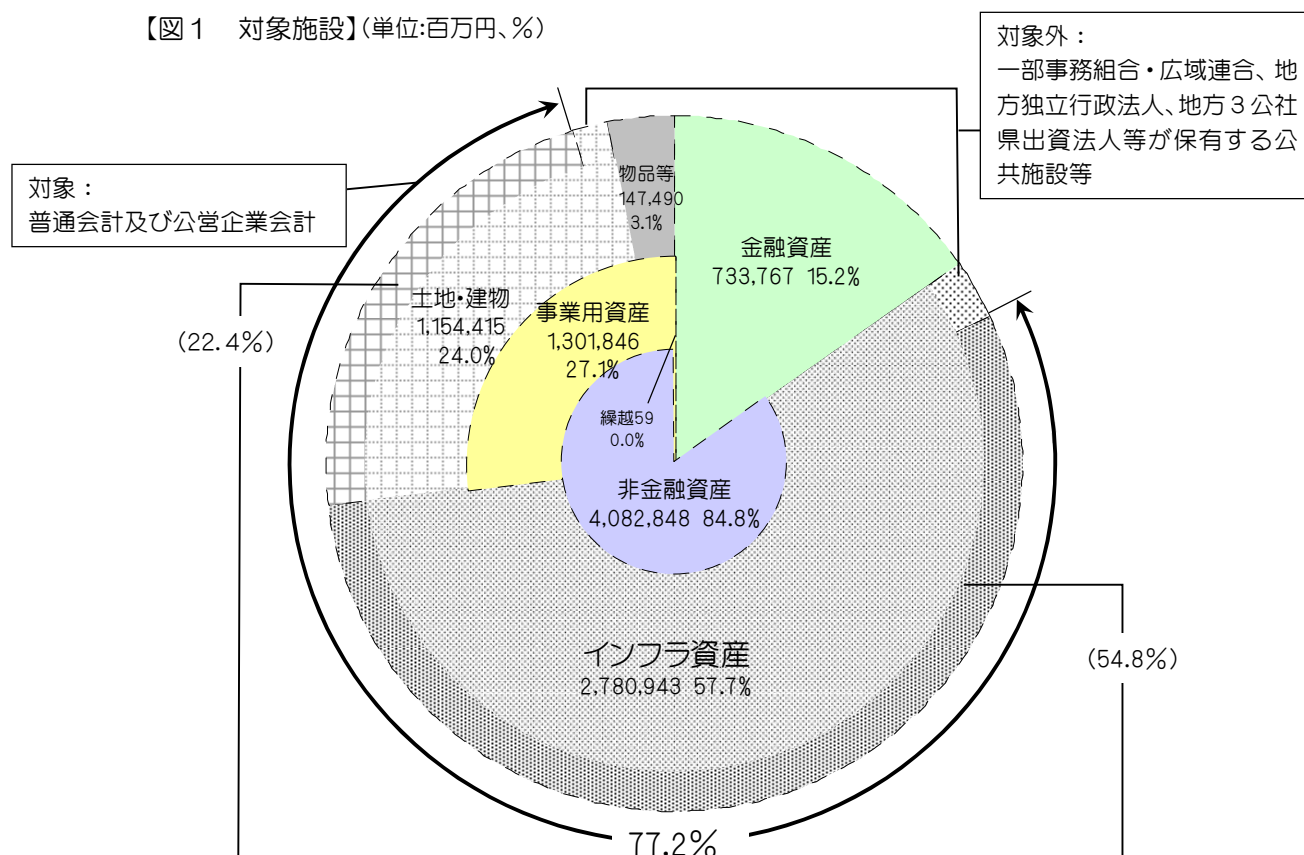
本方針の対象施設の範囲は、図1に示す範囲とする。

具体的には、財務諸表の貸借対照表における分類において、県が管理する普通会計及び公営企業会計に属する資産で、非金融資産のうちのインフラ資産及び事業用資産のうちの土地・建物(以下、「公共施設等」とする)とする。

施設種別(用途)としては、表1に示すとおり、インフラ資産は、道路、河川、海岸、砂防、港湾、水道・工業用水道等であり、また、土地・建物は、庁舎等、教育施設、警察施設、県営住宅、職員住宅等である。

これらの対象施設の県資産における割合を大まかに金額ベースで見た場合、インフラ資産が54.8%と多くを占め、土地・建物で22.4%、併せて全体の77.2%となり、県の保有する資産の大半を占めている状況である。

【図1 対象施設】(単位:百万円、%)



土地・建物の内訳 (単位:百万円、%)

普通会計	993,359	20.6%
清水港等港湾整備事業特別会計	268	0.0%
流域下水道事業特別会計	52,448	1.1%
県立静岡がんセンター事業会計	31,679	0.7%

インフラ資産の内訳 (単位:百万円、%)

普通会計※	2,333,179	48.4%
清水港等港湾整備事業特別会計	184,361	3.8%
水道事業会計	76,630	1.6%
工業用水道事業会計	48,409	1.0%

※インフラ資産(普通会計)の中に、機械器具(普通会計 750百万円、警察本部所管の交通安全施設)を含む。

(平成25年度静岡県財務諸表 連結貸借対照表より)

【表1 公共施設等一覧】

(平成26年4月1日現在)

	施設	内 訳	施設数	管理延長
インフラ資産	道路	舗装延長 2,685km、橋梁 3,179 橋、トンネル 145 箇所、斜面施設(コンクリート吹付・モルタル吹付・法砕工) 760 万㎡、横断歩道橋 117 基、門型標識 50 基、シェッド 9 箇所、大型カルバート 16 基、地下横断歩道 78 基 等	240 路線	2,741km
	河川	堤防(護岸)1,454km、ダム 3 基、水門・陸閘・機場・堰(電動) 47 基、水門・陸閘・樋門・樋管(手動)115 基、水位計 145 基、通信施設(光ファイバー)60.5km 等	519 河川	2,576km
	海岸	堤防、護岸 145km、水門・陸閘(電動)122 基、水門・陸閘・樋門(手動)198 基 等	53 海岸	255km
	砂防	砂防施設 1388 箇所、急傾斜施設 1130 箇所、地すべり対策施設 172 箇所	2,690 箇所	—
	港湾	水域施設 112 施設、外郭施設 361 施設、係留施設 276 施設、臨港交通施設 215 施設、荷さばき施設 122 施設、保管施設 60 施設、船舶役務用施設 22 施設、廃棄物処理施設 2 施設、港湾環境整備施設 4 施設 等	14 港	—
	漁港	係留施設 139 施設、外郭施設 242 施設 等	8 港	—
	空港	滑走路延長 2,500m、誘導路延長 2,841m、エプロン舗装面積 71,405 ㎡ 等	1 空港	—
	下水道	処理場 4 処理場、管路延長 114.8km、ポンプ場 3 箇所	—	—
	公園	県営都市公園 477ha	7 公園	—
	農地	ダム等 11 基、農業水利施設 525 施設 等	—	—
	森林土木	治山施設 25,056 施設、林道施設 11.5km	—	—
	上水道	管路総延長 水道 33.2km	—	—
	工業用水道	管路総延長 工業用水道 37.4km	—	—
	交通安全施設(警察所管)	信号機 6,845 基、交通情報板 113 基、大型標識 9,700 基 等	—	—

(平成26年4月1日現在)

	用途	内 訳	施設数	延面積
建物(公共建築物)	庁舎等	本庁舎、総合庁舎、単独事務所、支所、保健所 等	36	222,579
	研究施設	研究所、環境放射線監視センター、動物管理指導センター、家畜保健衛生所、育種場、原子力防災センター 等	60	130,686
	福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設 等	9	24,973
	公園	昭和の森、県民の森 等	42	34,434
	体育施設	草薙総合運動場、小笠山運動公園 等	8	214,025
	ホール等	県民会館(グランシップ、プラサヴェルデ、シズウエル、あざれあ等)、社会教育施設(焼津青少年の家、観音山少年自然の家等)、舞台芸術公園、森林公園森の家、もくせい会館、総合教育センター 等	26	198,092
	文化施設	県立中央図書館、県立美術館	2	21,268
	空港	空港旅客ターミナルビル等	3	14,792
	警察施設	警察署、交番、駐在所等	393	183,697
	教育施設	高等学校(除く職員住宅)、特別支援学校、消防学校、警察学校、技術専門学校・あしたか職業訓練校、漁業高等学園、農林大学校 等	164	1,550,549
	県営住宅	県営住宅	100	953,722
	職員住宅	公舎、職員住宅、寮 等	349	225,625
	病院等	静岡がんセンター	6	114,116
	その他	書庫・倉庫、山林、跡地・貸付地、地下水観測井、放牧場、哺乳場等、上記に分類されないもの	178	303,035
		計	1,376	4,191,593
土地	行政財産(公共用財産)43,554,724 ㎡、行政財産(公用財産)3,310,518 ㎡、普通財産 1,104,599 ㎡ 静岡がんセンター131,048 ㎡			

(2) 財政状況

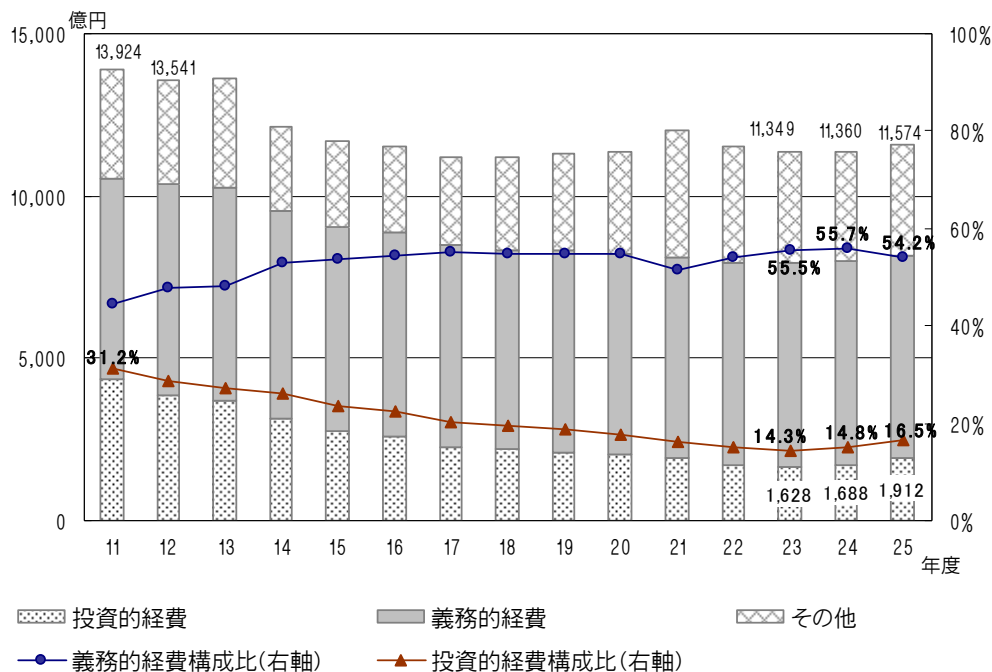
本県の一般会計においては、義務的経費の割合が増加の傾向にあるが、これは医療や介護等の社会保障関係経費の増大によるところが大きい。

一方、道路や橋梁、公園、学校などの建設や建替え、改修といった社会資本を整備するための経費である投資的経費については、厳しい財政状況を踏まえて、施策の一層の重点化、優先化を図るなど歳出の見直しに取り組んできている。最近2年は、地震・津波対策の推進等により増加しているが、中期的に見れば減少傾向にある。

財政の中期見通しにおいては、国の中期財政フレーム等により地方交付税等の地方一般財源総額が据え置かれることを前提として、高齢化の進行による社会保障関係経費の増大等により、今後も財源不足が見込まれている。

このため、現在の行政サービス水準を維持するためには、歳出のスリム化や歳入の確保に一層取り組みつつ、限られた財源を有効に活用する必要がある。

○一般会計歳出決算の推移（図2）



○財政の中期見通し(平成26年度当初予算編成時、一般財源総額据置パターン)(表2)

(単位：億円)

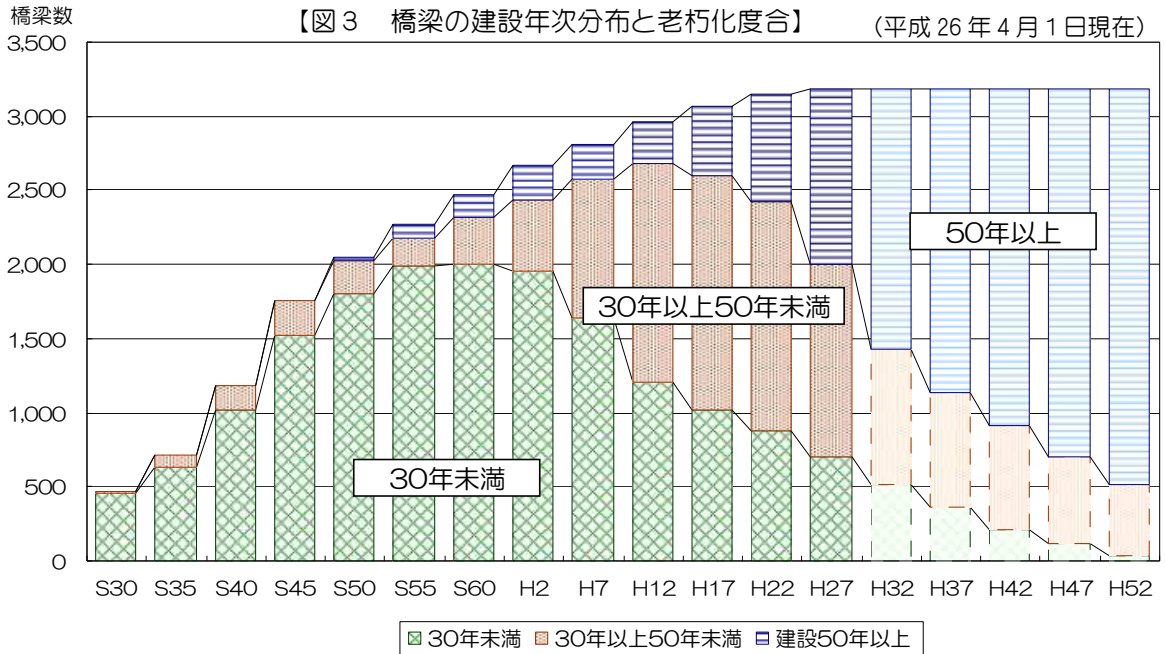
区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歳出	義務的経費 (構成比)	6,433 (54.5%)	6,490 (53.8%)	6,518 (53.0%)	6,599 (53.8%)	6,641 (54.1%)
	その他	5,369	5,584	5,781	5,664	5,641
	合計 (A)	11,802	12,074	12,299	12,263	12,282
歳入	県税	4,320	4,859	5,174	5,369	5,576
	地方交付税	2,645	2,295	2,116	1,963	1,799
	その他	4,513	4,590	4,639	4,537	4,486
	合計 (B)	11,478	11,744	11,929	11,869	11,861
財源不足額 (B-A)		△ 324	△ 330	△ 370	△ 394	△ 421

※△印：不足額

(3) 施設保有量及び老朽度合

① インフラ資産

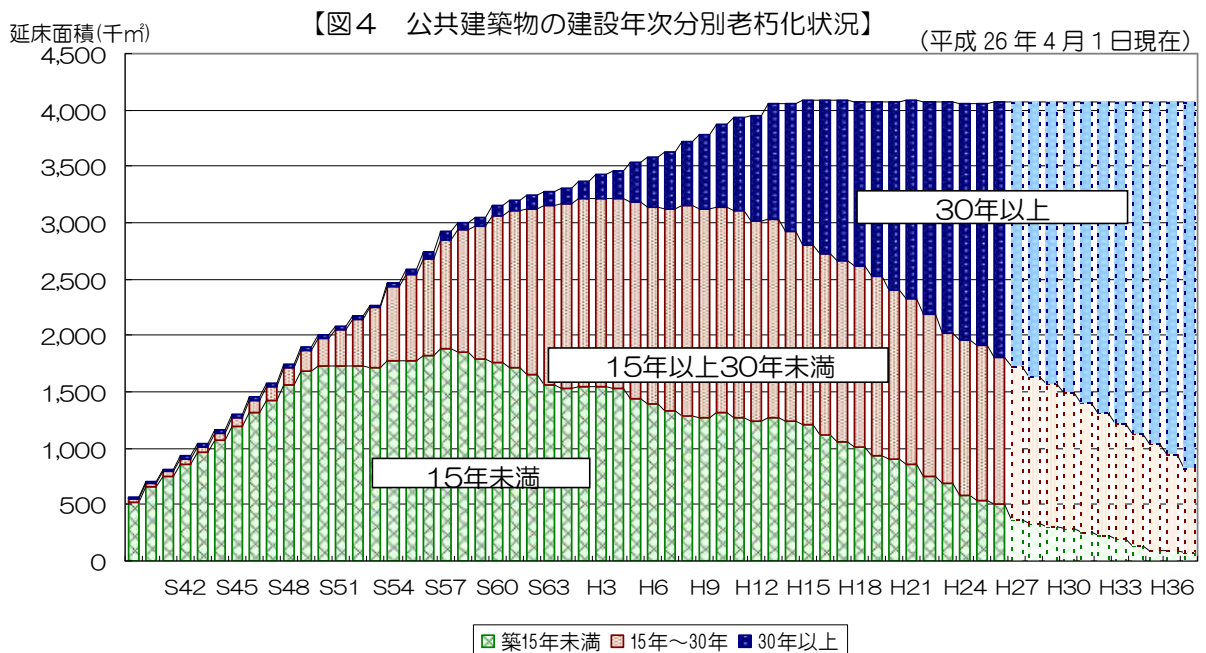
本県のインフラ資産のうち、橋梁などの構造物などについては、図3に示すとおり建設後50年を経過しているものの比率が増してきており、今後急速に老朽化が進行していくことが懸念されている。



② 公共建築物

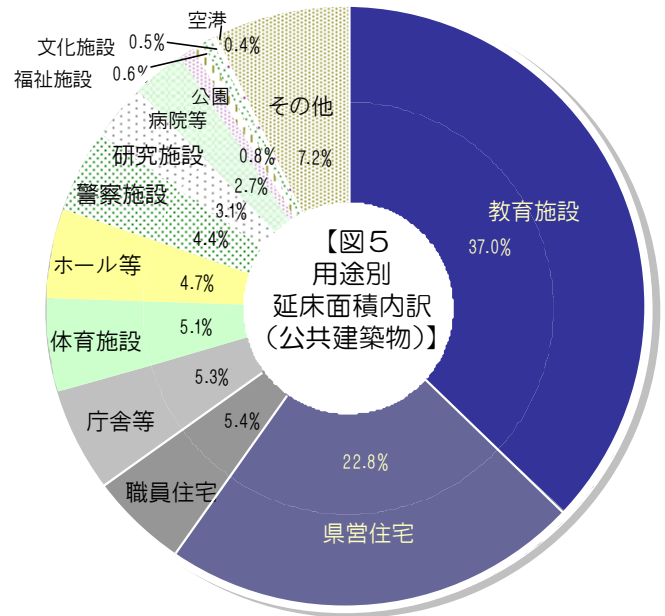
本県では、人口増加や高度経済成長等の社会的経済的な変化に対応するため、図4に示すとおり、これまで多くの施設を整備してきたが、2005（平成17）年にピークを迎え、これ以降減少傾向に転じている。

一方、特に昭和の時代に建設してきた施設が、一般的に老朽化の目安と言われている築30年を経過してきており、老朽化施設の割合が増加傾向にある。現在、その比率が50%(延床面積ベース)を超えており、この状況は、今後、更に進行していくことが予想される。

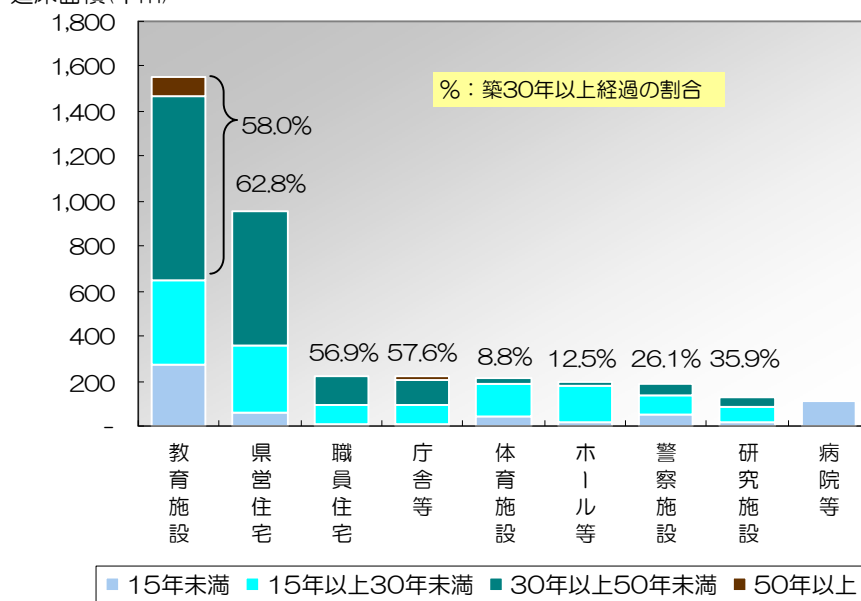


現在、本県が保有している公共建築物の用途別内訳は、図5に示すとおり、教育施設37%、県営住宅23%で60%を占める状況となっている。これらの施設類型ごとに老朽化状況(築30年を経過した施設の割合)に着目すると、教育施設58.0%、県営住宅62.8%、職員住宅56.9%、庁舎等57.6%と50%を大きく超えており、施設量が多いこれらの施設群こそが、深刻な老朽化に直面している状況であることがわかる。

【図5 公共建築物の用途別内訳】



【図6 老朽化施設の割合】



③ 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産（インフラ資産・事業用資産）の減価償却がどの程度進んでいるかを示している。数値が100%に近づくほど保有資産が法定耐用年数に迫っていることになるが、本県では、2020（令和2）年度には7割を超える70.6%となっており、老朽化の進行が明らかとなっている。

【有形固定資産減価償却率の推移】（表3）

単位：%

年度	H28	H29	H30	R元	R2
有形固定資産減価償却比率	68.0	68.8	69.5	70.2	70.6

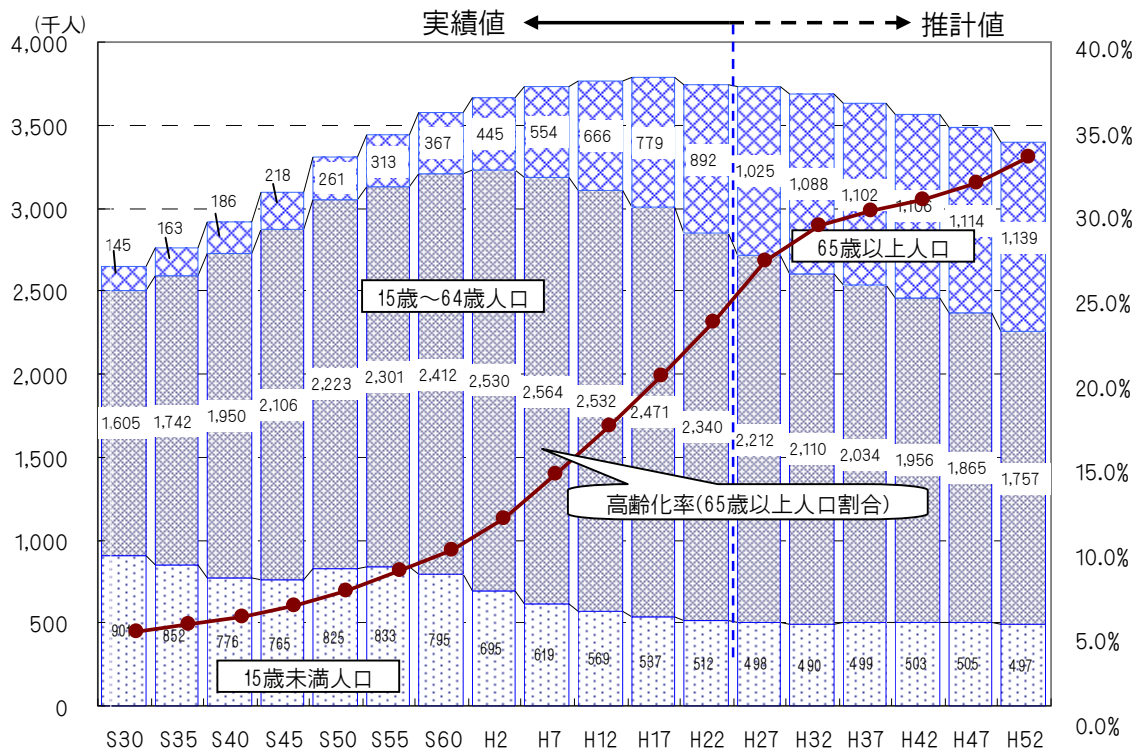
2 人口の見通し

わが国においては、平均寿命の延伸と少子化の進行を背景に、世界に例のない早いスピードで高齢化が進む中で、国勢調査ベースでは、総人口は2005（平成17）年に減少局面に入り、これまで経験したことのない本格的な人口減少社会を迎えている。

本県も、2007（平成19）年をピークに人口減少局面に入った。本県の総合計画（「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」）後期アクションプランにおいて、合計特殊出生率2.0への回復、社会減の歯止め、今後の人口動態と行政需要の推計を踏まえた的確な施策展開など、本格化する人口減少社会を見据えた総合的な対策を推進することとしている。

この本県独自の人口推計（図7）によれば、2010（平成22）年の376万5千人から、2040（令和22）年には339万4千人となり、約10%の人口減が見込まれている。年齢階層別においては、0-14歳人口が約3%減、15-64歳人口が約25%減、65歳以上人口が約28%増と、少子高齢化が一層進む推計となっている。

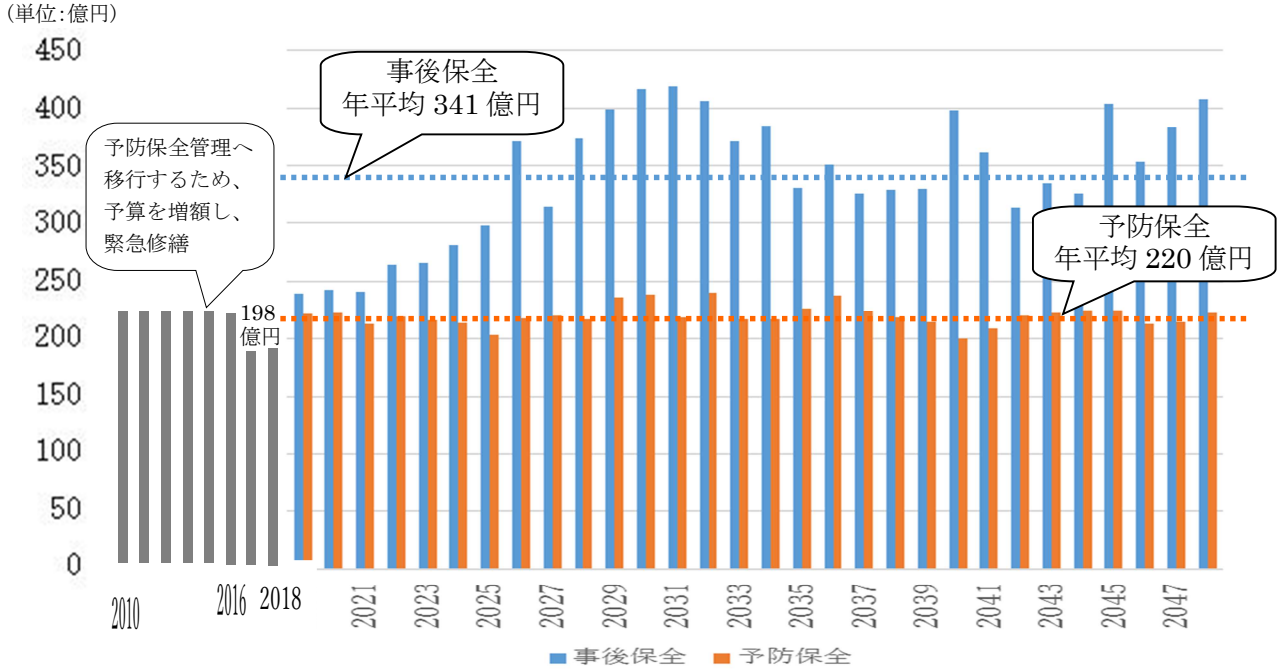
【図7 静岡県の将来人口推計】



3 公共施設等の維持管理・更新費の将来見通し

(1) インフラ資産*

【図8 将来負担の見通し(インフラ資産)】



インフラ資産については、2018（平成 30）年度における維持管理・更新費に関する投資額が約 198 億円であったのに対し、今後 30 年間に想定される年平均の維持管理・更新費は約 341 億円と約 1.7 倍に膨らむ見込みとなっている。ただし、予防保全管理の実施により、約 220 億円に縮減できる。

※インフラ資産：道路、河川、海岸、砂防、港湾、水道・工業用水道等

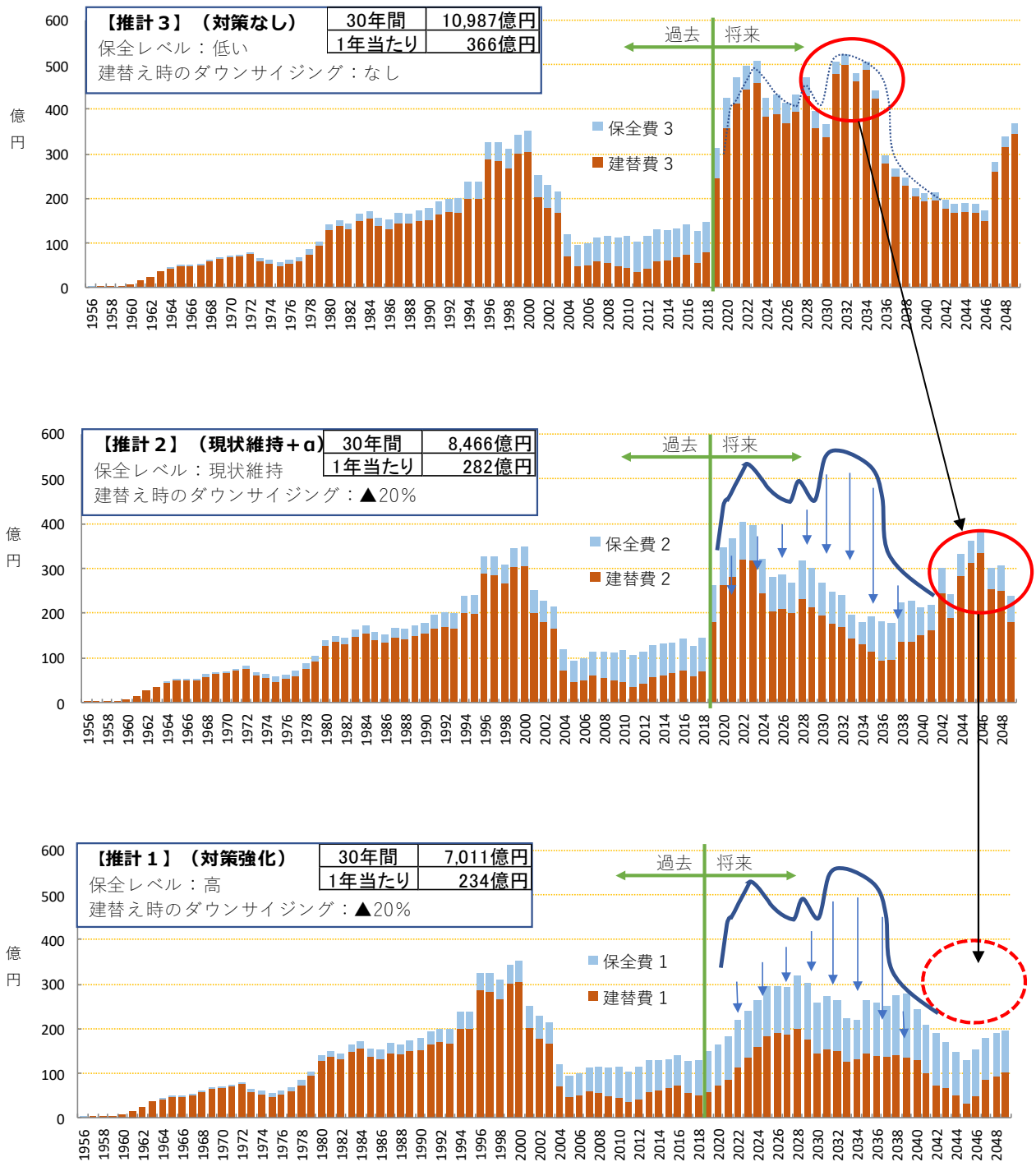
※事後保全管理：施設の機能等に不具合が発生してから修繕、更新を行う対症療法型の管理

予防保全管理：施設の機能等に不具合が発生する前に修繕を実施。初期費用は大きくなるが、施設を延命化するとともに、故障の確率が低減できるため、ライフサイクルコストが縮減



(2) 公共建築物

【図9 将来負担の見通し(公共建築物)】



公共建築物については、保全レベルを3段階で設定し、それぞれ試算した結果、保全レベルが低い場合（推計3）と高い場合（推計1）との差が30年間で▲3,976億円という結果となり、計画的な保全により長寿命化効果が創出され、コスト縮減にも効果があることがわかった。

(3) 将来負担見通しに対する財源について

今後 30 年間の維持管理、更新等に係る経費試算では、インフラ資産においては、予防保全管理を進めることで、維持管理を年間で約 220 億円（図 8）に、公共建築物においては、計画保全などの建物の状態に応じた保全対策を実施することで、年間で約 234 億円（図 9 推計 1）に、それぞれ縮減できるという結果となった。

こうした適切な長寿命化対策を着実に実行していくことにより、維持管理コストの大幅な削減が見込まれる一方で、その全てを一般財源により賄うには限界がある。

そのため、対策費用の財源として、地方債（県債）、国庫支出金のほか、2020（令和 2）年 3 月に創設した静岡県県有建築物長寿命化等推進基金なども活用しながら、一般財源の負担軽減と予算の平準化を図る。

【2022(令和 4)年度～2031(令和 13)年度における財源見込み】(表 4)

① インフラ資産

単位:百万円

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
経費見込	21,947	21,636	21,385	20,332	21,804	22,048	21,731	23,655	23,874	21,879	
財源内訳	国費	5,954	5,647	5,631	5,045	5,765	5,795	5,667	6,443	6,572	5,689
	国費以外	15,993	15,989	15,747	15,288	16,038	16,253	16,064	17,212	17,302	16,190

(積算における留意事項)

*経費見込は、2018(平成 30)年にとりまとめた「社会資本における維持管理・更新費用の将来推計」とする

*財源内訳は、2021(令和 3)年度の各施設の予算を元に国費率を算出し、経費見込に掛けることで算出

*経費見込及び財源内訳は、これまでの計画等に基づく推計値であり、予算要求等における計画ではない

② 公共建築物

単位:百万円

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
経費見込	24,251	23,421	29,877	27,316	29,939	37,686	23,331	28,434	40,301	21,281	
財源内訳	県債	17,909	19,908	25,395	23,219	25,448	32,033	19,831	24,169	34,256	18,089
	県債以外	6,432	3,513	4,482	4,097	4,491	5,653	3,500	4,265	6,045	3,192
	(うち基金)	(1,443)	(1,728)	(1,890)	—	—	—	—	—	—	—

(積算における留意事項)

*経費見込は、2020(令和 2)年 3 月に個別施設計画を策定した際に試算した推計値とする

*財源内訳は、2020(令和 2)年度及び 2021(令和 3)年度の建替え、修繕等の県債割合を算出し、経費見込に掛けることで算出

*2025(令和 7)年度以降の基金の活用については、積み増し状況を踏まえ決定

*経費見込及び財源内訳は、これまでの計画等に基づく推計値であり、予算要求等における計画ではない

第2章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 期間

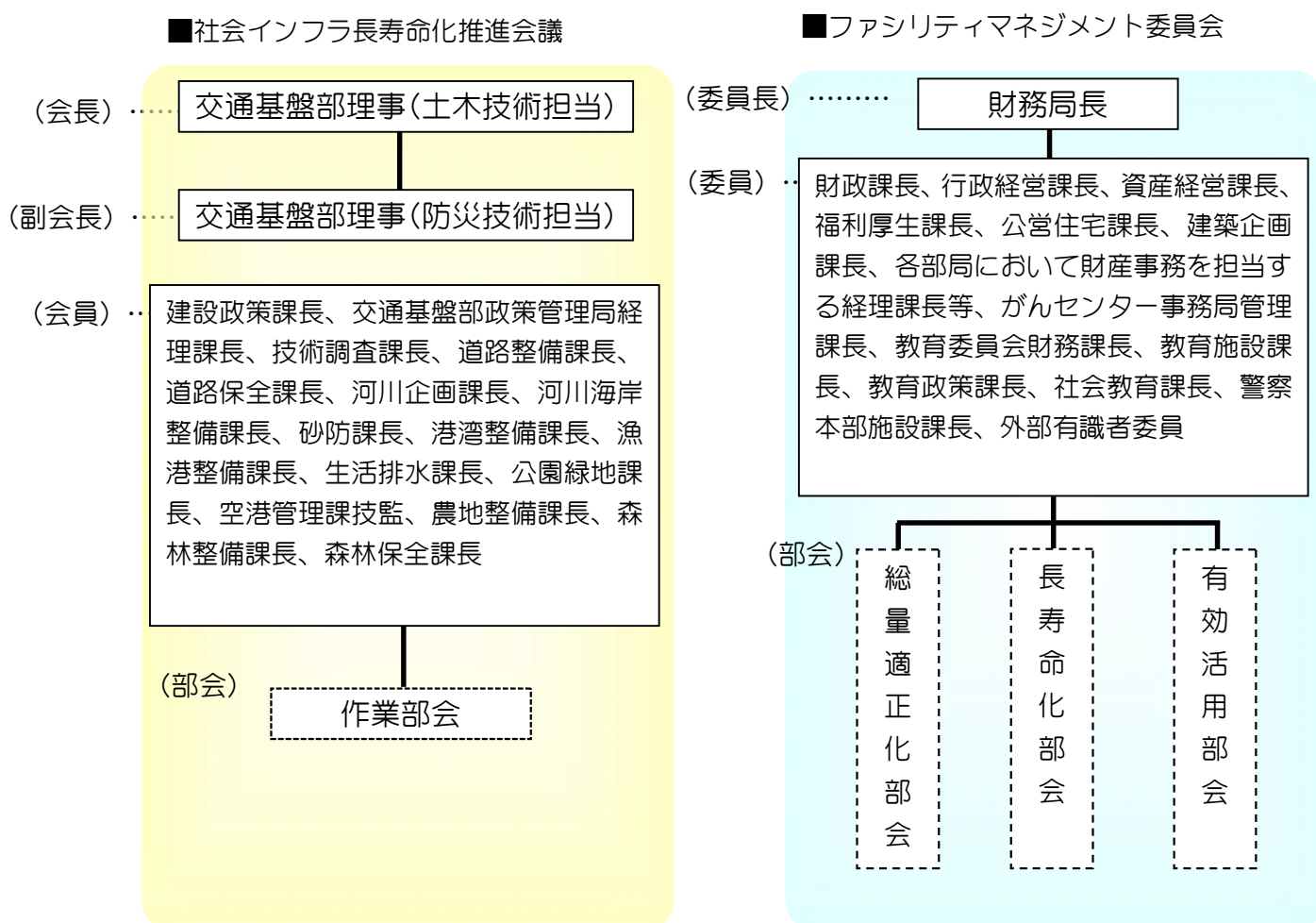
今後10年間で、老朽化を迎える施設(インフラ資産：50年以上、公共建築物：30年以上)が急速に増加し、その割合は全体の7割に達することが予測されている。このため、この10年間で、公共施設等を持続的に保持していく重要な期間と位置付け、本方針の期間を10年間(2015(平成27)年度から2024(令和6)年度)とする。

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制の構築

現在、インフラ資産を対象としたアセットマネジメントを所掌する庁内組織として「社会インフラ長寿命化推進会議」、公共建築物及び土地を対象としたファシリティマネジメントを所掌する庁内組織として「ファシリティマネジメント委員会」が設置されている。これらの組織を中心に、公共施設等の建設、維持管理から廃止までのライフサイクル全体を視野に入れたマネジメントを部局横断的に実施していくものとする。

なお、今後、公共施設等を一元的にマネジメントする組織の整備を進めていくものとする。



(2) 情報管理・共有方策

戦略的にマネジメントを推し進めるためには、施設の情報を適切な形で蓄積し、それらのデータを有効活用することが必要である。具体的には、施設の部材情報や劣化状況等の情報をもとにした点検・診断や、工事履歴等を踏まえた維持・修繕など、情報の有効活用を図るとともに、これらの情報に各施設管理担当者が容易にアクセスできる環境を整え、日常的な管理の場面から情報を活用していくことが重要である。

また、固定資産台帳データの活用も重要である。減価償却累計額等のデータから老朽化分析を実施するなど施設評価に活用していく。

このほか、公共施設等の問題は県民に密接に関連する問題であるため、取組を紹介する広報誌の発行やホームページ等による情報発信のほか、公共施設等の情報のオープンデータ化に取り組むなど、県民との情報の共有化に努める。

(3) 市町との連携

公共施設等を取り巻く課題は、県と市町で共有されるものが多いため、連携して取り組むことで効率的・効果的な対策をとることが期待できる。そのためには、将来にわたり取組の円滑な連携を目指し、まずは情報を共有していくことが重要である。この情報共有に基づく共通課題の認識、課題解決方法の研究等の連携については、行政経営研究会や道路メンテナンス会議等を活用していく。

3 現状や課題に関する基本的な認識

第1章で公共施設等を取り巻く状況について、主に、施設の老朽化、人口推計、将来負担の見通しについて分析を行った。ここでは、それらの分析から導かれる課題等について整理する。

(1) 維持管理・更新

高度経済成長等の社会的経済的状況に対応するために建設してきた膨大な公共施設等が、今後、老朽化の度合いを深めていくことに伴い、安全性の問題、機能劣化の問題等もまた深刻化せざるを得ない。今後も、行政サービスを適正なレベルで提供し続けていくためには、これら施設の維持管理・更新需要も増加していくことが予測され、計画的に対処していくことが必要である。

(2) ニーズの変化

人口の見通しでは、人口全体の減少の本格化が避けられないのみならず、年齢構成別に見ると、幼少人口・生産年齢人口の減少、高齢人口の増加による少子高齢化が一層進む厳しい予測になっている。この人口減少は、公共施設等に求められるニーズに大きく変化をもたらすものと思われる。したがって、全体の人口減少だけでなく年齢構成別や地域別に見た場合に予測される人口の変化が、行政サービスに求めるニーズへどのように影響するか着目するとともに、他の社会情勢の変化によるニーズの変化も十分に考慮した上で、最適な施設のあ

り方を検討していくことが求められる。

(3) 管理目標の設定

公共施設等を良好な状態で次世代に引き継いでいくためには、具体的な管理目標を設定し、管理していくことが効果的である。

公共建築物については、適正な施設量を保持していくため、行政サービス水準の維持に十分配慮しつつ、人口減少や少子高齢化等によるニーズの変化への対応の必要性、将来に渡る維持管理経費の見通し等を踏まえた施設総量の見直しが必要である。

そのため、建替えのタイミングを活用した集約化・転用等のダウンサイジング、余剰施設の取り壊し等を計画的に進め、2049（令和31）年度末までに^{*}、県有施設の総量（総延床面積）を15%削減（2019（令和元）年度比）する。ただし、社会経済状況の変化に伴うマネジメントの方向性に変更が生じた場合には、順次見直しを図るものとする。

なお、インフラ資産については、施設機能の維持管理目標や会計的手法を導入した財務上の目標、顧客満足度に対する目標などを設定していく。

^{*}本方針の期間は10年であるが、公共建築物の寿命の長さを考慮し、目標期間は30年間で設定

4 管理に関する基本的な考え方

公共施設等を取り巻く様々な課題を踏まえ、将来にわたりサービスを持続的に提供していくためには、利用者や第三者の安全を確保した上で、公共施設等を良好な状態で保持し、世代間でしっかりと引き継いでいくことが重要となる。そのために、まずは各施設において、建設から廃止までのライフサイクル全体を視野に入れ、点検・診断等により劣化状況や危険箇所の把握等の現状分析を行い、それらをもとに中長期的な修繕計画を策定した上で、維持管理・更新等を計画的に実施していく。また、これらの取組を一定水準で実施するための基準類の整備や、取組の中で生まれる改善成果を全体で共有し、継続的な取組としていく。

さらには、人口減少等による施設ニーズの変化や施設の劣化状況等を分析・把握した上で、施設の廃止、集約化、複合化、用途変更等に取り組み、適正な施設量となるような全体最適のマネジメントを目指す。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の維持管理に当たっては、まず、利用や事故等に伴う破損等の状況把握のほか、経年劣化・損傷を把握するための日常的な巡視・パトロールを実施する。そして、さらに専門的見地からの状況把握を行うために定期的な点検・診断を実施する。また、点検・診断等によらず同様の構造・工法等による危険性が指摘され、利用者の安全確保に重大な懸念が生じる場合は、当該公共施設等に限らず、同様の危険性が推測される類似の施設全体において、点検・診断等を実施し、安全確保に努めるものとする。

これらの点検・診断は、公共施設等を安全・安心な状態で県民利用に供するために必要不可欠な取組であるが、施設の規模や性質等により、十分に取組が実施されていない状況もあり、今後、点検・診断の対象施設の拡大、施設管理者の技術力確保、点検・診断結果を生かした中・長期的な計画の作成によるメンテナンスサイクルの構築等に取り組んでいく。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

事後保全から予防保全へといわれる長寿命化の概念も取り入れた計画的な保全に切り替えていくことで、既存施設を健全な状態で維持しかつ財政負担の軽減・平準化を図り、安心・安全な県民サービスの提供を実施していく。

具体的には、点検・診断等により既存施設の状態を評価した上で、耐用年数、部材の劣化予測などをもとに、予防保全の観点による最適な対策と費用を検討していくこととなるが、それらの取組を可能とするために、先進的な研究、点検・診断、修繕等の実績に関する情報を蓄積、評価することで、能率的で効果的な管理の手法や耐用年数の推定など基準類の充実などを図っていく。

そして、全体最適の考え方のもとに、施設ごとに中・長期的な計画を立案し、計画に基づいた維持・修繕・更新等を行っていく。

なお、計画については、財政負担が一時期に集中しないように、施設の重要度や劣化状況に応じた優先度を考慮に入れ、重要度・優先度が高いものから着手するなど平準化を図っていく。

(3) 安全確保の実施方針

劣化が著しく安全を確保できない公共施設等については、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講ずるものとする。ただし、老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない公共施設等については、まずは、立入禁止措置を実施し、必要に応じて施設の除却等を行うなど、安全確保対策を実施するものとする。

(4) 地震・津波対策の実施方針

ア インフラ資産の耐震化・津波対策

インフラ資産においては、これまでに橋梁等を中心に耐震対策が行われており、橋梁については、2011（平成23）年度末までに重要路線等にあるものについて約40%の耐震化が完了しており、今後、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、2022（令和4）年度末までに対象橋梁のすべての耐震化を図るものとする。

また、河川堤防や海岸堤防、津波対策水門、農業用施設の耐震化についても今後進めていく。

○インフラ資産の主な耐震対策（静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013より）(表5)

No.	項目	目標指標	対象	H23末実績	H34末数値目標
18	県管理橋梁の耐震対策	重要路線等にある橋梁の耐震化率	約570橋	40%	100%
21	下水道施設の耐震化	流域下水道処理場の耐震化率	34棟	50%	100%
22	農業用施設の耐震化	農業水利施設、農業用ため池、排水機場、湖岸堤防の耐震化率	362箇所	8.6%	100%
26	海岸堤防の耐震化	耐震化が必要な海岸堤防の整備率	114.1km	—	60%
27	河川堤防の耐震化	耐震化が必要な河川堤防の整備率	6河川	—	65%
30	津波対策水門等の耐震化	耐震化が必要な津波対策水門の整備率	河川17水門 海岸12水門	—	100%
32	港湾・漁港の緊急輸送岸壁等の耐震化	耐震化が必要な緊急輸送岸壁の整備率	35バース	—	30%

イ 公共建築物の耐震化

本県では、1979（昭和54）年に大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されて以来、東海地震に対する建築物の安全性の確保に努めてきた。

2003（平成15）年5月29日の中央防災会議で東海地震対策大綱が策定され、同年7月29日に東海地震緊急対策方針が閣議決定された。その中で、東海地震発生時等の住民等の的確な対応を確保するためには、自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握が不可欠であることから、災害時の拠点となる学校、病院、庁舎等の公共建築物について、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう示された。これを受け、本県が所有する公共建築物の耐震性能を公表し、耐震化に着手して

きた。

○公表の対象とする公共建築物(785 施設、2,837 棟)(表6) (平成26年4月1日現在)

(1)災害時の拠点となる建築物 (1,132 棟)		左の例
ア	災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集・伝達等を行う施設 (438 棟)	県庁、総合庁舎、警察本部、警察署、警察官駐在所など
イ	住民の避難所等として使用される施設 (619 棟)	県立学校校舎、体育館など
ウ	救急医療等を行う施設 (12 棟)	静岡がんセンター
エ	災害時要援護者を保護、入所している施設 (40 棟)	社会福祉施設など
オ	道路、港湾、漁港、土地改良施設等の応急復旧を行う施設 (15 棟)	土木事務所など
カ	清掃、防疫その他保健衛生に関する事項を行う施設 (8 棟)	健康福祉センターなど
(2)多数の者が利用する建築物 (929 棟)		草薙総合運動場、中央図書館、校舎以外の学校施設など
(3)県営住宅 (609 棟)		県営住宅、団地内の集会場
(4)その他主要な建築物 (167 棟)		工業技術研究所、農林技術研究所など

これまで耐震化を実施してきたことにより、2014(平成26)年4月1日現在、785施設、2,837棟のうち2,822棟、99.5%の建築物が東海地震に対する耐震性を有し、そのうち災害時の拠点となる建築物はすべて耐震化が完了している状況である。

なお、東海地震に対して耐震性能が不足する15棟について、今後、耐震補強を1棟実施し、残りの14棟については施設の実態を踏まえ個別に耐震化を図ることとしている。

○耐震化の実施方法(表7) (平成26年4月1日現在)

区分	実施方法の内容	建築物(棟)
耐震補強	耐震補強を実施予定	1
調整中	耐震補強、建替えなど実施方法を調整中	1
その他	移転、解体、用途廃止など	13
合計		15

ウ 公共建築物の津波対策

東日本大震災では、沿岸部の公共建築物において津波による被害が顕著であり、また一部の公共建築物において長時間にわたりその機能を果たすことができない被害が見られたことから、国において「官庁施設の津波防災診断指針」を定め、既存官庁施設の津波対策の考え方を示し、現状把握、施設運用管理上及び施設整備上の対策の検討、施設整備を行っている。

本県においては、災害時に防災拠点等として機能する県有施設のうち、第4次地震被害想定において、津波浸水被害が想定される施設について、今後、必要となる津波対策の検討材料とするために、対津波安全性診断及び設備診断を実施した。

診断結果等を踏まえ、利用者の安全確保のための避難計画の見直し等、ソフト対策は既に実施しており、津波発生時に機能維持の必要がある施設については、改修・建替・移転を今後検討し、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の達成目標である2022(令和4)年度末までに対策を実施する。

○方針(表8)

	内容	今後の方針	対象施設
対津波 安全性診断	津波に対する安 全性を診断	施設運用管理上の対策 (安全確保)や施設整備上 の対策(改修計画等)を検 討	県有施設のうち、一定以上の耐震 性を有し、第4次地震被害想定 (L2)において浸水深2m ^{*1} 以上 (非木造)の施設。23施設39棟
設備診断	津波に対する施 設の機能確保の ための設備診断	施設運用管理上の対策を 踏まえ、施設整備上の対 策(改修計画等)を検討	県有施設のうち、応急対策全般の 企画等を行う防災拠点施設等で、 第4次地震被害想定において浸水 域に入る施設。13施設

※1:「官庁施設の津波防災診断指針(平成25年4月版)」(国土交通省)において、浸水深が2mを超える施設は、詳細な現地調査及び構造計算が必要とされている。

○津波に対する官庁施設の機能確保の考え方(表9)

・ソフトとハードの一体的な対策によって津波のレベルに応じた業務上の機能確保の目標を達成する。

津波のレベル	機能確保の目標		
	利用者の 安全	災害時の 対策活動 ^{*2}	通常の業務
○最大クラスの津波 (レベル2津波(L2))	最優先で 確保する	津波発生時も 継続できる	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全を最優先 ・通常業務の目標設定はしない
○L2より津波高さは低いものの 比較的発生頻度の高い津波 (レベル1津波(L1))			津波が引いたあと 早期に再開できる

※2:「災害応急対策活動を行わない機関のみが入居する施設」は目標設定なし

ソフト対策(施設管理上の対策)

- ・災害対策活動の計画を策定
- ・避難計画を策定

+

ハード対策(施設整備上の対策)

- ・業務上必要な室はL1津波より上階へ
- ・防災拠点室等はL2津波より上階へ
- ・屋上に避難スペースを確保(屋外階段を設置)
- ・地域ニーズに配慮(津波避難ビルとして整備等)

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等のうち、老朽化の状況や利用状況等の評価により今後も長く使い続け、県民サービスを提供していくと判断される長寿命化対象施設について、期待される耐用年数までの使用を可能とするための効果的・計画的な保全措置を講じるとともに、LCC(ライフサイクルコスト)の縮減も考慮に入れた長寿命化を推進する。

(6) 統合や廃止の推進方針

県が管理する公共施設等を取り巻く環境は、人口減少、厳しい財政状況、確保すべき品質等、今後、変化していくことが予想されることから、これらに対応した適切な行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくため、適正な公共施設等の確保に努めていく必要がある。

具体的には、耐用年数到来による更新のタイミングだけでなく、社会情勢等の変化が生じた場合は、耐用年数にこだわらず、全体最適の視点で、施設の統廃合、複合化、ダウンサイジング等の手法を検討し活用していく。

さらには、これら統廃合等により生じた未利用財産については、積極的に売却処分を行うなどの取組を促進する。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

本県は、1999(平成11)年度に全国で初めてユニバーサルデザインの理念を導入し、すべての人に配慮した施設整備等の取組を推進してきた。現在は、「第5次ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画」(2018(平成30)年度から2021(令和3)年度)に基づき、「ハート」(誰もがお互いに思いやり共生する社会づくり)、「ソフト」(誰にも優しく魅力的なサービス・情報や製品の提供)、「ハード」(誰もが快適で過ごしやすいまちづくり)の3つの分野を柱として取組を進めている。

公共施設等の集約化、複合化、長寿命化改修等、ファシリティマネジメントの取組は、同計画における「ハード」と関係が深いことから、これらの実施にあたっては、同計画の趣旨に充分配慮するものとする。

(8) 民間活力の活用方針

現在本県では、指定管理者制度、PPP/PFIなど、民間資金・能力を活用する多様な事業手法について検討、導入してきている。今後、公共施設等の更新、運営を持続的に進めていくためには、行政による対応には限界があることを踏まえ、民間や県民の知恵、ノウハウ、資金等を最大限活用していく。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための人材育成方針

多岐にわたる公共施設等のマネジメントを推進するに当たって、職員一人ひとりが、従来の施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要である。そのために、各施設を管理する職員に対して技術的な講義を行うと共に、マネジメントに関する講義も取り入れ、職員のスキルと意識向上に努めるなど必要な研修を実施していく。

また、多数の公共施設等の健全性を正しく評価し、迅速且つ的確に必要な措置を講じるためには、公共施設等を管理する職員のスキル向上だけでなく、適切な技術力を持つ者への委託や一定の能力を有する民間企業への委託が有効である。そのために、民間においても維持管理・更新に必要な担い手を将来にわたり確保できる環境が整っていることが重要となり、建設企業、コンサルタントの経営者、技術者等を対象とする研修を実施したり、地域で活躍する建設企業が適切に評価されるよう、入札・契約制度を改善したりするなど、必要な取組を行う。

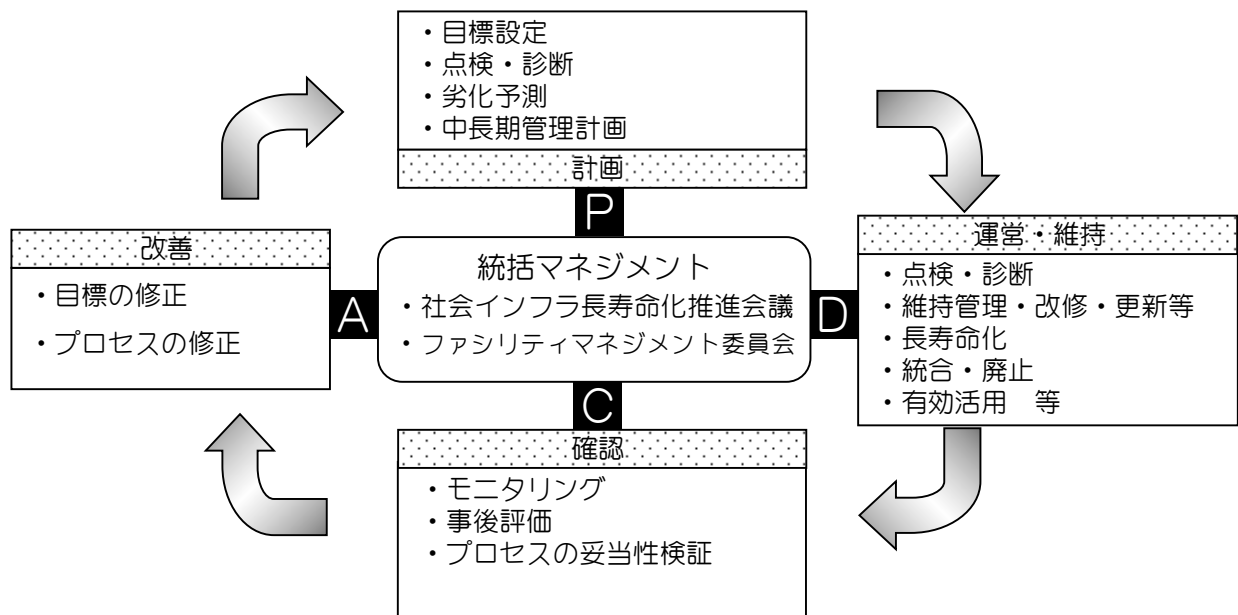
(10) 環境問題への対応方針

公共施設等の脱炭素化の推進については、静岡県地球温暖化対策実行計画に沿って対応していく。

5 フォローアップの実施方針

取組の効果を最大限に引き出すために、P D C Aサイクルを活用し、継続的な取組を行う。

このP D C Aサイクルの活用に当たっては、今後も、社会経済情勢はめまぐるしく変化することが予想され、それに伴い、本県の行財政改革の推進状況や施設整備・管理手法の変化等、公共施設等を取り巻く環境も変化していくものと思われることから、本方針の内容は毎年度見直しを行っていくべきものであることに十分留意するものとする。



第3章 施設類型ごとの基本方針

表1(p3)に掲げた施設・用途の分類ごとの基本方針については、インフラ資産は、「社会資本長寿命化行動方針」(2013(平成25)年3月)とそれに続く方針、公共建築物については「ファシリティマネジメントの推進に向けて」(2013(平成25)年1月)及び「ファシリティマネジメントの実施に向けて」(2014(平成26)年1月)とそれに続く方針において、それぞれ記載を位置づけることとし、ここでは、施設類型を「インフラ資産」「公共建築物・土地」に大別して記載する。

1 インフラ資産

(1) 現状や課題に関する基本的な認識

本県では、これまで橋梁などの施設を中心に、老朽化した施設の延命化を図る、いわゆる長寿命化のため、補修や修繕を進めているところである。

しかし、インフラ全体では、点検がされていない、健全度が把握されていない、管理方針・修繕計画が立てられていないといった施設も多く、将来的に、いつ、どのような対策や費用が必要になるのか、また、現在の管理水準が最適なのかが必ずしも把握されておらず、大きな課題を抱えてきたといえる。

そこで、今後は、現在の施設が提供するサービスを次世代へ適確に継承するために、それぞれの施設(=インフラ)を資産として捉え、資産を効果的、効率的に管理運営する「アセットマネジメント」の手法の導入が有効と考えられる。

(2) 管理に関する基本的な考え方

インフラ資産の管理については、「資産運営=アセットマネジメント」という考え方を取り入れ、この考え方に基づいた社会資本の維持管理・運営の考え方(基本ルール等)を示した「社会資本長寿命化行動方針(2013(平成25).3)」を定めている。

この行動方針では、施設全般を対象とした維持管理・運営における基本的な考え方や施設横断的な基本ルールを定めるとともに、社会資本(=インフラ資産)のマネジメントの方向性を示している。

全ての業務は、各種目標を設定し実施するものとして、業務を実施するに当たっては、常に成果を意識したマネジメントを行う。この「マネジメント」については、「施設・工種・事業単位」とインフラ資産「全体」の2つの段階で構成する。

社会資本長寿命化行動方針

施設全般を対象とした維持管理・運営における基本的な考え方、施設横断的な基本ルール

社会資本長寿命化計画

ガイドライン

中長期管理計画

施設・工種内での
マネジメント

優先的取組対象施設・工種

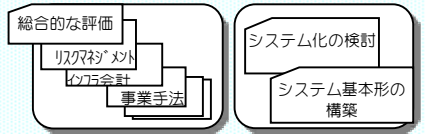


中長期管理計画による運営
(施設・工種・事業単位のマネジメント)



維持管理・運営分野
全体のマネジメント

マネジメントルールと
ツールの整備



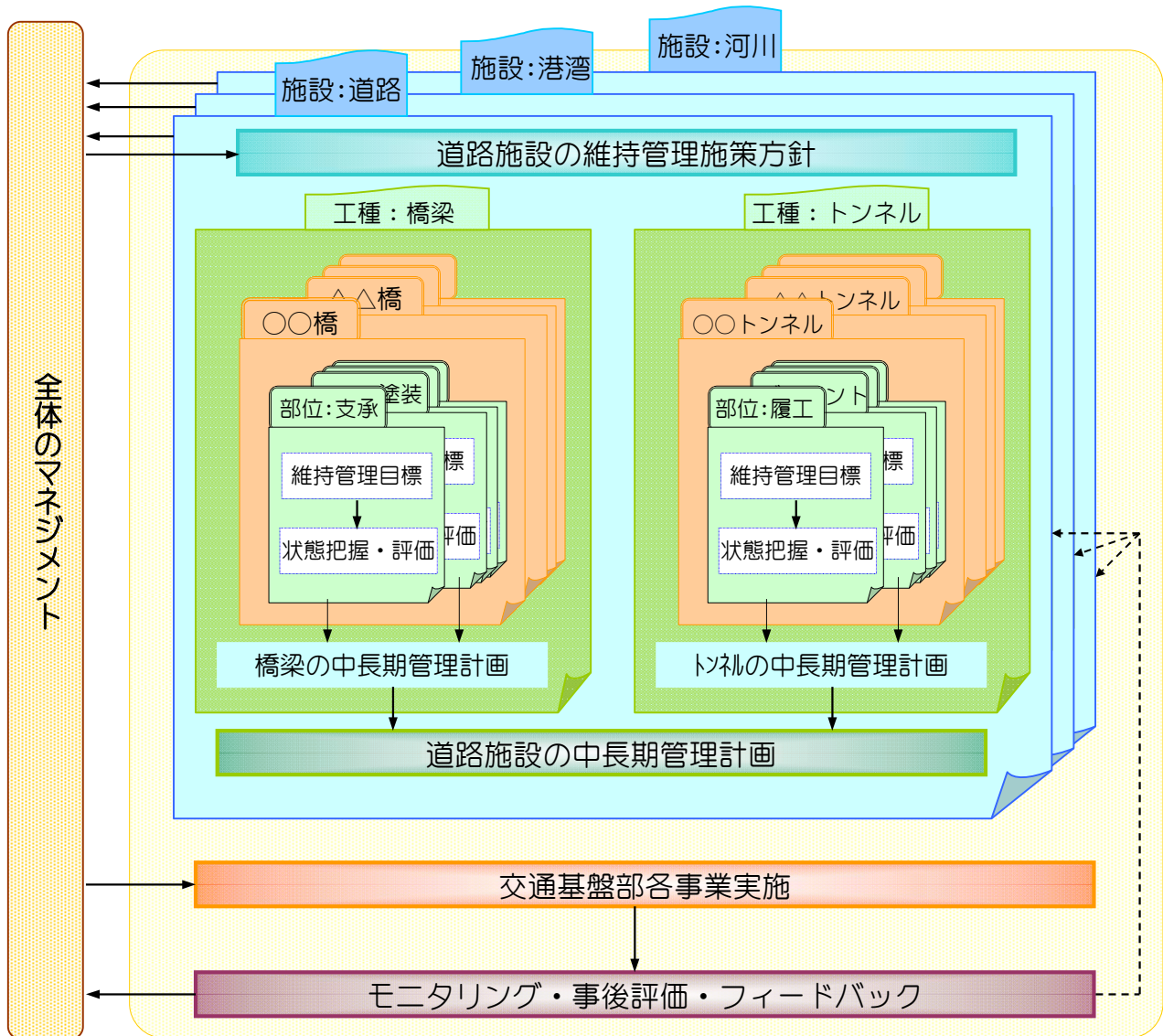
・交通基盤部としての施設・工種間における総合的な評価基準 等



・ITによるマネジメントサポート

① 施設・工種・事業単位のマネジメント

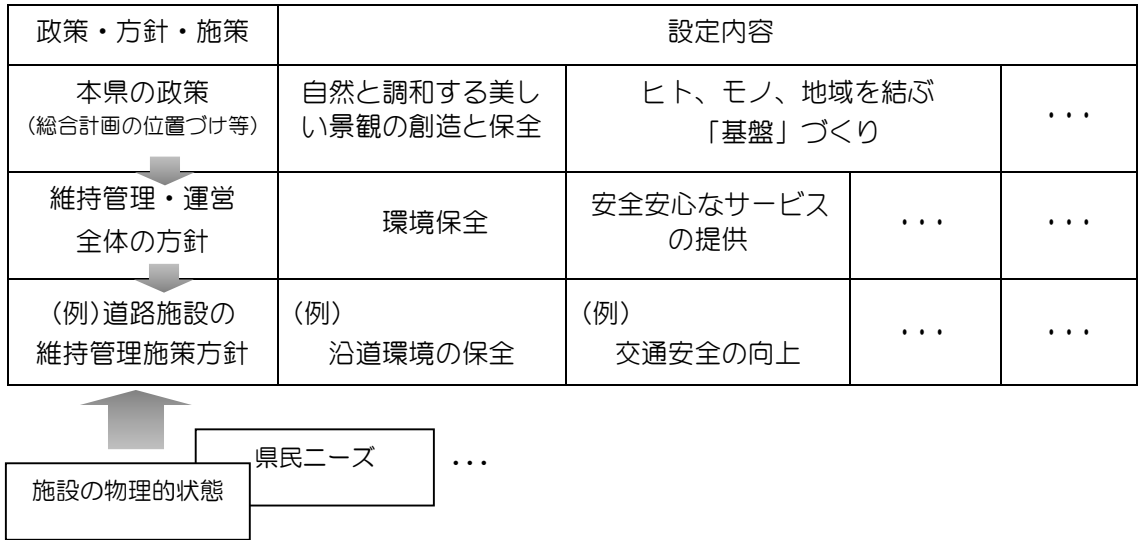
「施設・工種・事業単位のマネジメント」の遂行については、施設単位(例えば道路)、工種単位(例えば橋梁)、事業単位(例えば〇〇橋の床版補修事業)といった形で階層化し、各単位で実施するとともに相互に連動したものとする。



ア 施設ごとの維持管理施策方針

施設ごとの機能や特性、求められる県民(利用者)ニーズ、施設・工種の物理的状态等を踏まえ、維持管理施策方針を設定する。

<維持管理施策方針の設定イメージ>

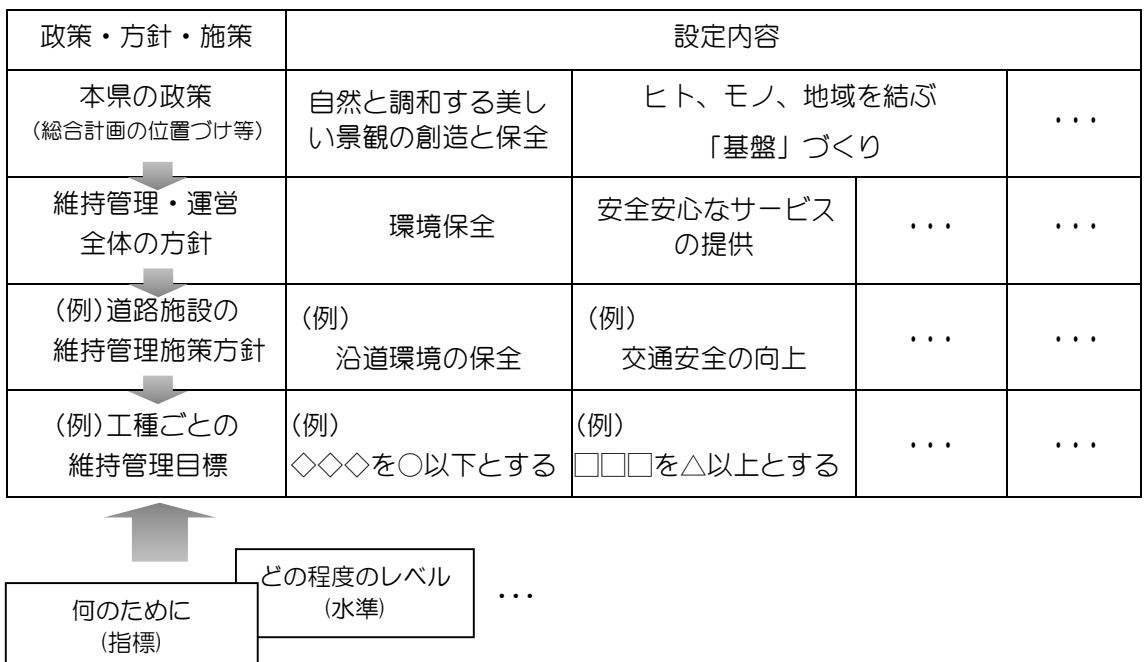


イ 工種ごとの維持管理目標

施設の施策方針を受け、工種またはその代表的な部位部材ごとに維持管理目標を設定する。目標は、指標(何のために)と水準(どの程度のレベルを達成するか)で構成する。このとき、インフラ資産に求められる基本的な性能を念頭に維持管理目標を定めることで、工種ごとに横断的な状態評価を行う際の客観性が確保されやすくなる。

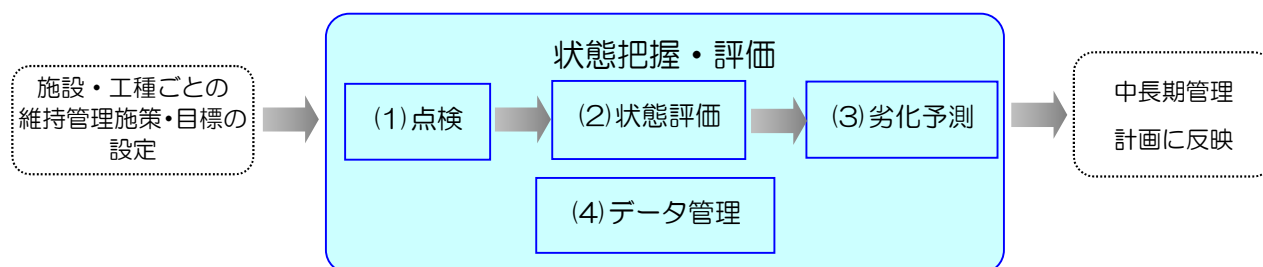
目標を「指標」と「水準」で構成することで、必要な作業や費用、水準を変更した場合の影響等が明確となり、また、客観的な数値指標を設定することで、目的・やるべきことが明確化され、達成度合いの客観的な評価、説明責任の実現等に有効となる。

<維持管理目標の設定イメージ>



ウ 状態把握・評価・データ管理

点検・評価および劣化予測に関する手法を、具体的に検討し設定する。点検は構造物等の実態を把握できる唯一の手段であり、データ取得という重要な役割がある。将来的に生じると考えられる劣化に対して予防的な対策を講じるためには、構造物の保有性能を適切に評価し、構造物の各部位・部材の劣化の進行を予測することが必要である。



○ 点検

巡回等目視による日常点検、これを補う定期点検を実施し、日常・定期点検にて必要と判断された場合には詳細点検を実施する。その際、同工種内の代表的な構造物を選定してモニタリングを行うことも、膨大なインフラ資産を管理する本県においては有効な手段である。

維持管理を開始する時点においては、諸性能に関する初期状態を把握(維持管理を始めるに当たっての基本データ収集)するための初期点検があり、初期状態の把握は、初期欠陥等の不具合の有無確認や劣化予測の初期データ明確化という観点から重要なものである。

このような点検業務は、長寿命化等適切な維持管理に不可欠な基礎的作業であるため、点検体系や実施ルールなど組織的な仕組みづくりが必要である。特に詳細点検の場合は、高度な専門知識に基づく点検が必要となることから、点検技術に関する研修の充実や国の開催する点検研修を利用するなど技術者の養成などに取り組んでいく。

○ 状態評価

状態の評価は、点検により得られたデータをもとに、構造物の保有性能が目標とする性能を上回っているかを照査するものであり、これは一般に健全度評価と言われるものである。現状では定量的な評価が十分確立されていないため、劣化進行過程を正しく捉えることが重要となる。

日常・定期点検では、劣化・損傷の原因の推定と程度の把握を評価判定し、必要に応じて応急処置や詳細点検を実施する。詳細点検において、劣化・損傷の原因の明確化、点検時点での性能の評価・判定、劣化予測による将来的な性能の評価・判定を行い、必要に応じて対策の検討や追跡調査を実施する。

○ 劣化予測による将来状態/性能の推定

点検業務から得られるデータをもとに構造物の状態を評価し、その状態の経年的変化ならびに補修・補強による状態の回復度を適切に考察することで、将来における構造物の健全度を推定する。構造物全体の評価には、構造物の各部位・部材の劣化の状態とそ

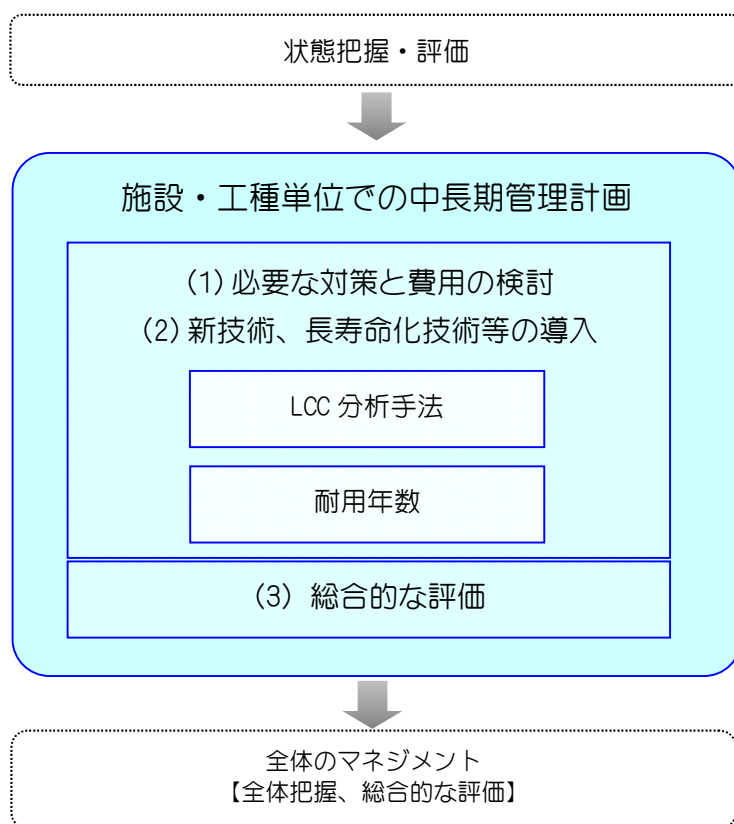
の進行を予測することが必要となるため、劣化予測の考え方は、構造物の部位・部材あるいは構造物の重要度、維持管理の目標などに応じて適切に設定し、合理的な精度の劣化予測を行う。

しかしながら、現状の劣化モデルは必ずしも完璧なものではないため、劣化予測を行うに当たっては、点検結果を構造物や部位・部材ごとの劣化モデルの考え方に適切に反映し、予測するものとする。

なお、定量的な予測式が確立されていないものについては、点検データ等を蓄積した上で、確率論的手法等を用いて工種全体の劣化状況分布を把握するなどの取組を行っていく。

エ 中長期管理計画の立案

施設や工種に対して、以下の視点に基づいて中長期管理計画を立案する。



○ 必要な対策と費用の検討

中長期管理計画立案に当たっては、工種や部材、個別箇所単位での現状および将来予測した状態と性能の評価結果から、今後修繕や更新に必要な対策と費用について検討を行う。検討に当たっては、LCC 最小化の観点から行う LCC 分析により、修繕や更新に関する技術や手法を検討した上で選択する。

技術や手法の検討に当たっては、長寿命化等を図るための新技術やライフサイクルは短い初期コスト・更新コストが安い技術(管理者の視点)、工事規制が低減される技術や環境配慮技術(ユーザーの視点)など、目的を明確にし、想定される複数の代替案について検討する。最適案の選択に当たっては、評価期間における LCC のほか、当面の(短

中期的)コスト、技術・手法の難易度、環境影響などの、政策・技術・予算的制約といった視点や、地域性・利用性や工種の特性等を踏まえ、総合的な見地から判断を行う。

○ 新技術、長寿命化技術等の導入

修繕や更新に関する技術や手法の検討に関しては、長寿命化等を図るための新技術の導入がコスト低減等に有効であり、これら新技術を含めた代替工法に関する情報を継続的に蓄積、更新することが重要である。こうした新技術等の活用を図るため、本県で実施している新技術活用システムとの連携や、代替工法のデータベース化等を進めていく。

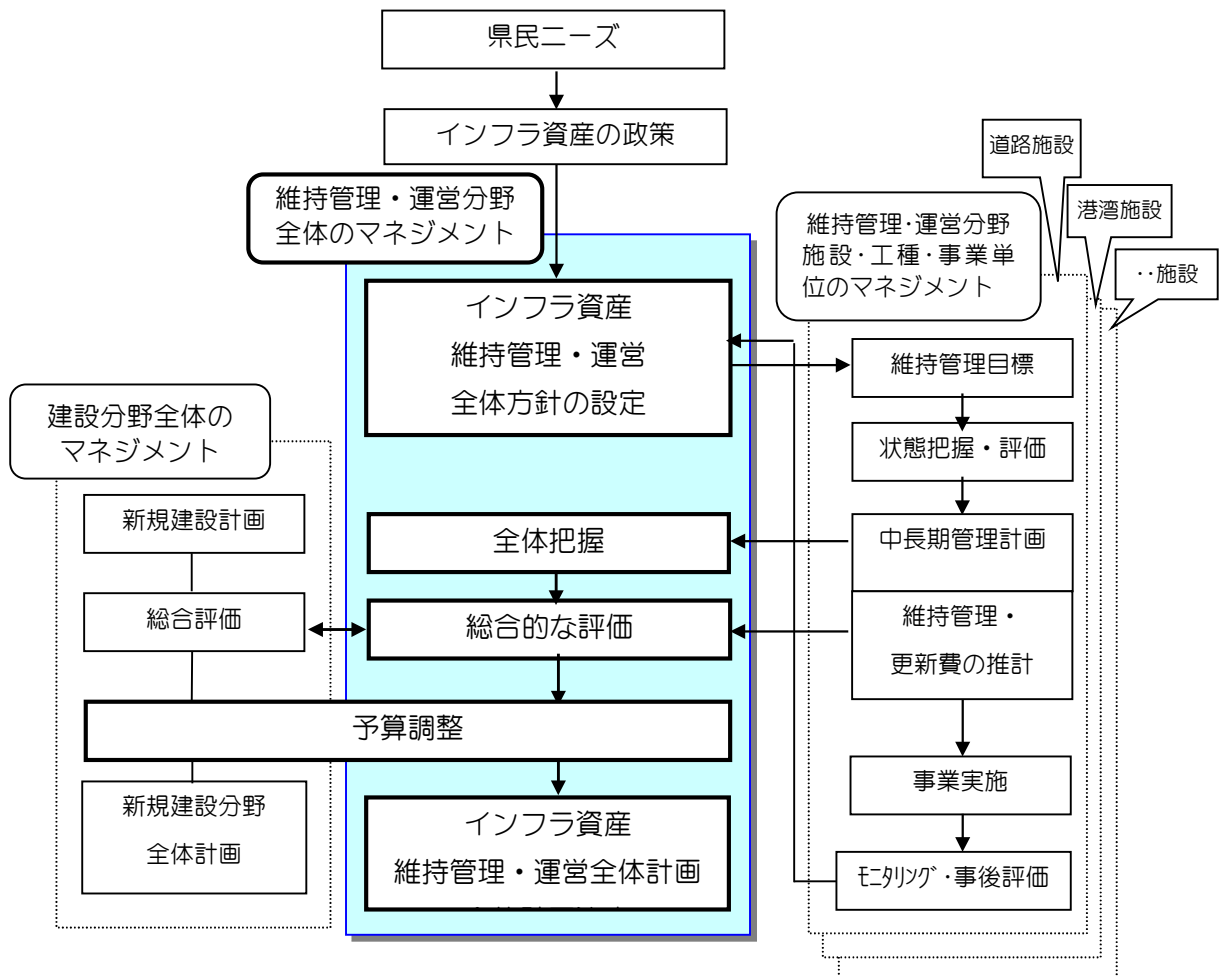
○ 総合的な評価

工種や部材、個別箇所ごとに最適な対策の選定と必要となる費用を検討し、状態と性能の評価と経済的な評価に基づいた中長期管理計画を立案する。更に、戦略的なマネジメントを行うために、社会的重要度等に考慮した上で、工種内での対策優先度評価を実施し、工種全体としての中長期管理計画を策定する。

各工種の中長期管理計画策定後は施設内(道路、河川、砂防等)での対策優先度評価を実施し、施設全体としての中長期管理計画を立案していく。

② 全体のマネジメント

施設・工種・事業単位のマネジメントと、建設分野全体のマネジメントとを連動させた維持管理・運営全体のマネジメントとしての業務プロセスを構築していく。



ア 全体方針の設定

総合計画など本県の政策を踏まえ、インフラ資産の維持管理・運営に当たっての基本的な考え方、重点事項、災害等リスクへの対応方針を設定するとともに、目標とすべき事項を明らかにする。

イ 全体把握

施設・工種・事業単位の維持管理、更新に必要な対策と費用や、優先順位を示す中長期管理計画を作成し、各施設の状況がどのようなレベルにあるのか、目標水準に達していない施設はどれだけあるのかといった全体での基礎的データを把握する。

ウ 総合的な評価

維持・修繕・更新費用の平準化及び県財政全体の安定化のため、施設・工種・事業単位のマネジメントによる中長期管理計画を受け、全体のマネジメントとして施設間の総合的な評価(事業優先順位付け)を行う。

具体的には、施設・工種・事業単位の中長期管理計画やそれに基づく維持管理・更新費

の推計を行い、さらには、新規建設分野と維持管理・運営分野と連動した評価も視野に入れていく。

なお、総合的な評価については、現在手法が確立していないことから、手法の確立と評価の実行体制の整備を図るとともに、具体的な運用ルール等を定めたマニュアル化も今後行っていく。

③ その他必要な取組

ア 県民との協働について

本県では、地域住民や利用者、企業等が新たな公共サービスの担い手として自発的にインフラ資産の美化活動等を行う「アダプト・ロード・プログラム」や「リバーフレンドシップ」、「ふじのくに美農里プロジェクト」「一社一村しずおか運動」「しずおかポートサポーター制度」等の協働による維持管理活動を積極的に推進している。

こうした協働によるインフラ資産の維持管理の実施により、維持管理コストの低減のほか、公共事業に対する県民の理解促進にも効果が期待され、今後も他県の事例も参考に、インフラ資産における県民との協働を推進していく。

アセットマネジメントのロードマップ

施設	工種	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	備考
道路	舗装	中長期管理計画	事業実施								優先的取組工種
	橋梁	中長期管理計画	事業実施								優先的取組工種
	トンネル	状況把握・評価	中長期管理計画	事業実施							優先的取組工種
	斜面施設	状況把握・評価	中長期管理計画	事業実施							優先的取組工種
	シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型橋脚等		状況把握・評価				中長期管理計画	事業実施			
	その他	状況把握・評価～事業実施									
河川	水門・陸開・樋門・樋管・排水機場・堰	状況把握・評価	中長期管理計画	事業実施							優先的取組工種
	ダム	状況把握・評価	中長期管理計画	事業実施							優先的取組工種
	堤防・護岸・水位計・通信施設、その他	状況把握・評価～事業実施									
海岸	海岸施設	状況把握・評価				中長期管理計画	事業実施				
砂防	急傾斜	状況把握・評価	中長期管理計画	事業実施							優先的取組工種
	砂防・地すべり	状況把握・評価					中長期管理計画	事業実施			
港湾	水域施設	状況把握・評価		中長期管理計画	事業実施						
	係留施設	状況把握・評価	中長期管理計画	事業実施							優先的取組工種
	外郭施設	状況把握・評価	中長期管理計画	事業実施							
	臨港交通施設	状況把握・評価		中長期管理計画	事業実施						
	荷さばき施設	状況把握・評価		中長期管理計画	事業実施						
	その他	状況把握・評価～事業実施									
漁港	係留施設	状況把握・評価	中長期管理計画	事業実施							優先的取組工種
	外郭施設	状況把握・評価				中長期管理計画	事業実施				
	その他	状況把握・評価				中長期管理計画	事業実施				
空港	空港施設	状況把握・評価		中長期管理計画	事業実施						優先的取組工種
下水道	管路	状況把握・評価		中長期管理計画	事業実施						優先的取組工種
	下水道施設	中長期管理計画	事業実施								
公園	公園	中長期管理計画	事業実施								優先的取組工種
農地	農業水利施設	状況把握・評価	中長期管理計画	事業実施							優先的取組工種
	ダム等	状況把握・評価				中長期管理計画	事業実施				
森林土木	治山施設	状況把握・評価				中長期管理計画	事業実施				
	林道施設	状況把握・評価				中長期管理計画	事業実施				
全ての工種において中長期管理計画策定											

2 公共建築物・土地

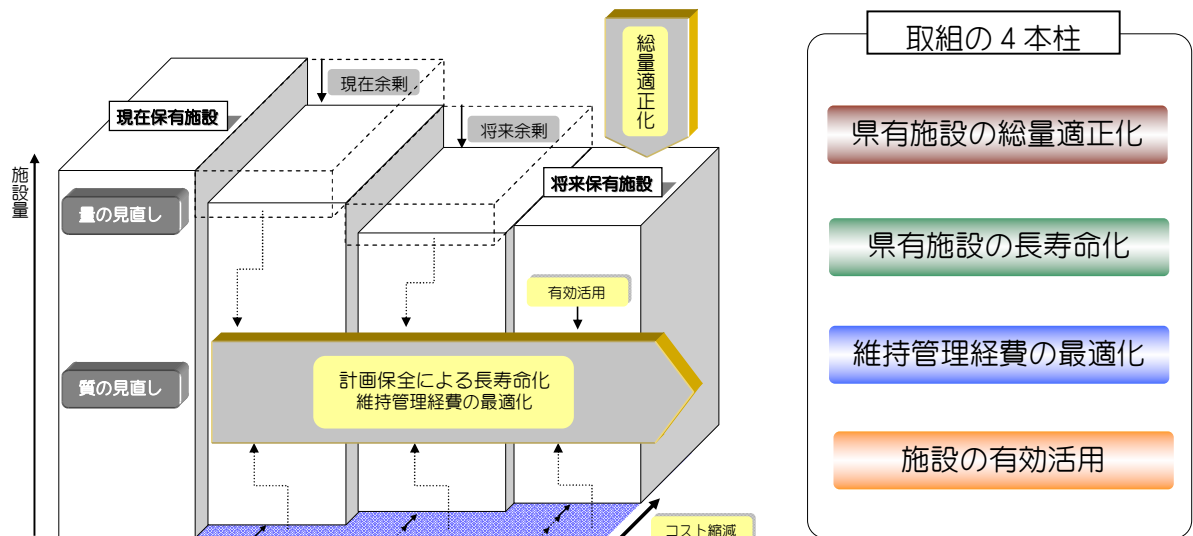
(1) 現状や課題に関する基本的な認識

本県ではこれまで、主に歳入確保、歳出削減の観点で未利用財産の売却や保全支援システムの導入、劣化診断など個別の取組を進めてきているところである。しかしながら、厳しい社会・経済情勢に直面している今、旧来の「適切な保全管理」から、さらに「経営的視点」で施設を総合的に企画・管理・活用する、「ファシリティマネジメント」の考え方を導入することとし、「ファシリティマネジメントの推進に向けて」（2013（平成25）.1）、「ファシリティマネジメントの実施に向けて」（2014（平成26）.1）を方針としてまとめたところである。

今後は、これらの方針に基づき、施設管理の全体最適を目指し、取組を具体的に進めていく必要がある。

(2) 管理に関する基本的な考え方

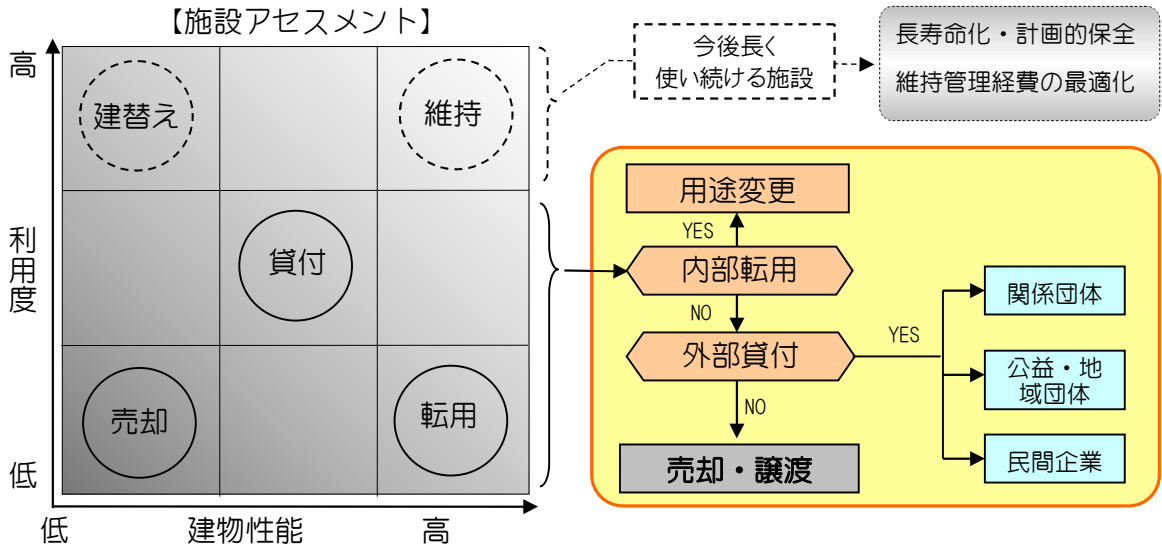
ファシリティマネジメントの取組の推進方向は大きく分けて「量の見直し」と「質の見直し」の2つがある。現在の施設群について、空きスペースの横断的な使用調整、多目的な用途による施設の多機能化など有効活用に努めながら、利用度や性能など複数の指標による評価により選択と集中を図り、それにより生じた余剰施設の売却・貸付などの「量の見直し」と、今後も活用すべきと判断される施設については、計画保全により長寿命化を図るほか、ベンチマーキングによる維持管理経費の最適化や施設機能の向上などの「質の見直し」を行う。



① 量の見直し

ア 県有施設の総量適正化

適正な施設量を保持していくためには、将来にわたって必要な施設かどうかをある程度見通す必要があり、そのために、施設利用度や建物性能などの複数指標により、施設群に評価・分類する施設アセスメントを実施し、選択と集中へとつなげていく。



イ 施設の有効活用

施設の量に着目した取組として、行政財産の余裕床の貸付け拡大を実施する。

また、提案公募型の利活用の実施、有料広告の拡大、スペースの活用等、施設の質に着目した取組と合わせて、新たな利活用策を検討・実施していく。

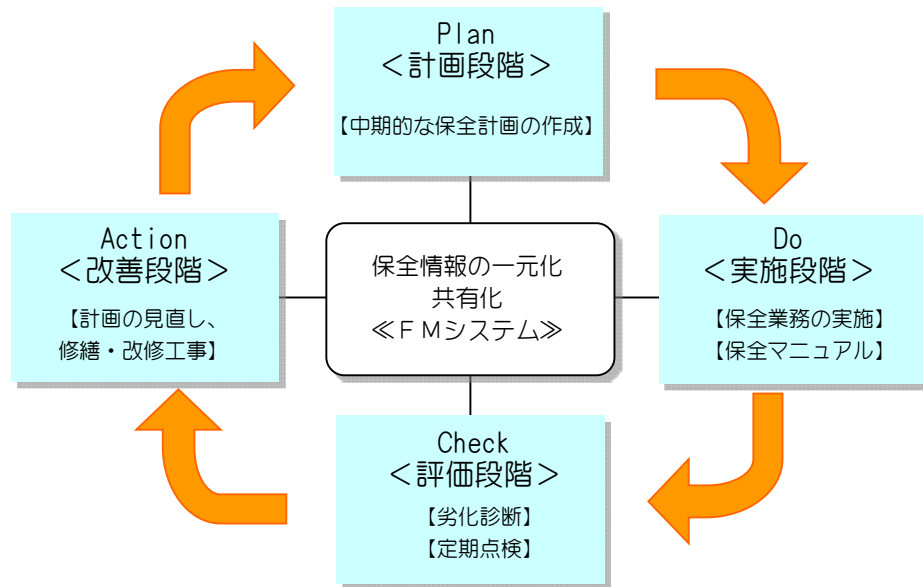
【県有財産の利活用事例】



② 質の見直し

ア 県有施設の長寿命化

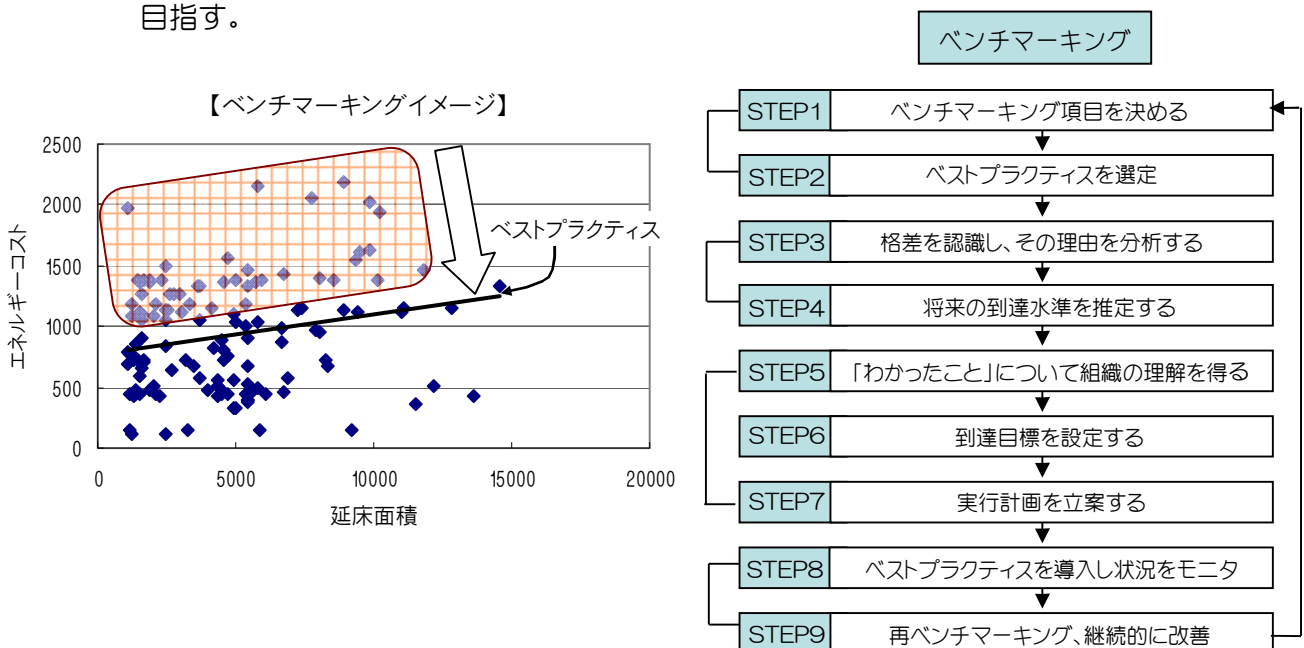
県有施設を長く使用し続けるためには、適正な施設機能の維持や安全の確保を継続的に図っていく必要がある。そのために、保全情報の共有化や劣化診断など、これまでの取組を拡充するとともに、不具合が起こってから対応する事後的な保全から計画的な保全への移行を検討する等、長期的な視点から、県有施設の長寿命化を目指していく。



イ 維持管理経費の最適化

維持管理経費については、これまででも経費節減に取り組み、また、共同発注等の検討など部分的には最適化が図られてきているところであるが、統一的客観的なデータに基づき最適化を目指すような取組は行われていない状況であった。

この状況に対して、2012（平成24）年度に施設情報の一元化を図り、データベースを構築した。これにより、全ての県有施設を網羅し、施設間の比較など横串の視点で全体最適を目指すことが可能となるため、ベンチマーキングの手法により維持管理経費の最適化を目指す。



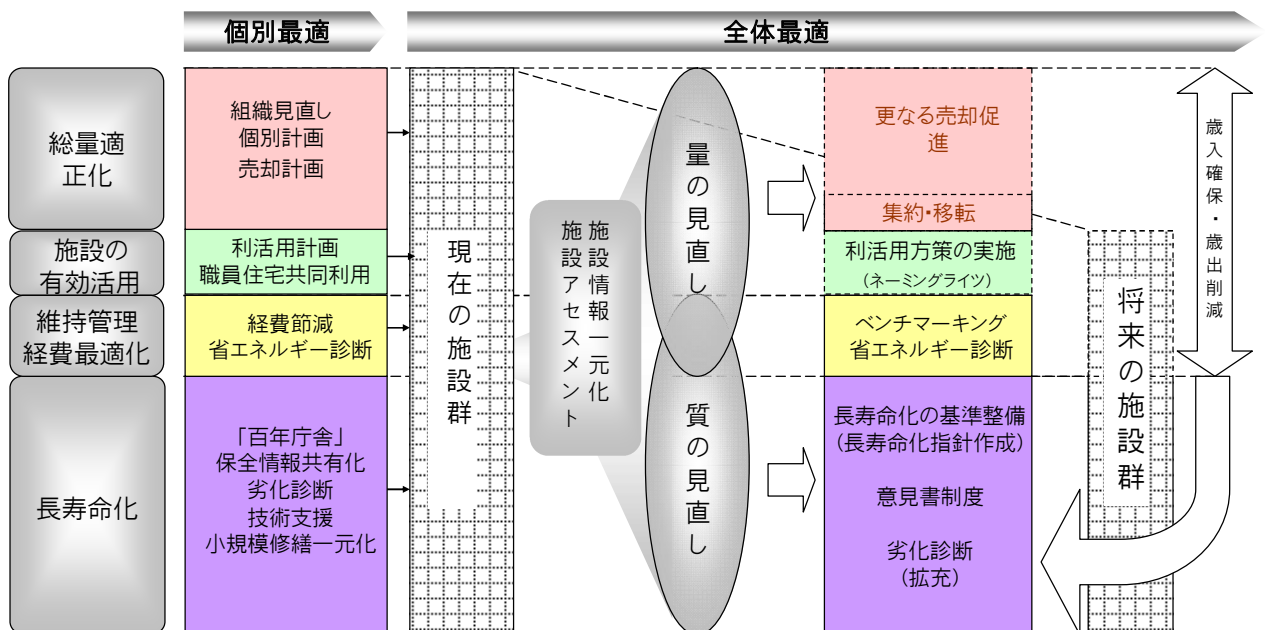
③ 全体のマネジメント

公共建築物のマネジメントについては、「県有施設の総量適正化」、「施設の有効活用」、「県有施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」を取組の4本柱として位置づけ、これらの取組が有機的に結びつき、全体最適を目指すものでなければならない。

具体的には、施設の建設から廃止までのライフサイクル全体という時間軸及び県が所有する施設全体という空間軸の両方を視野に入れ、4本柱の取組を推進し、全体最適を目指すこととなる。

これらを着実に推進していくために、ファシリティマネジメント委員会において、施設の情報の一元化を進め、運営・管理・利活用・廃止処分を総合的に調整し、適切に計画の進捗管理を図っていく。

【全体最適の取組のイメージ】



④ 公共建築物の個別類型(主なもの)

○基本の方針

施設区分	基本の方針
庁舎等	能率的で効果的な組織体制の整備に努め、出先機関や試験研究機関の見直し等により総量の適正化に努め、また、保全システム導入や劣化診断等の取組による長寿命化を実施してきたことを踏まえ、今後は、FM方針*に基づき、行政ニーズの変化を見極めながら、取組をさらに進めていく。
教育施設	予想される少子化の中で、生徒数の減少が見込まれる一方、地域の実情やニーズ等を踏まえ、「高等学校長期計画(平成17年度～平成27年度)」に基づき総量の適正化に努めてきた。今後も引き続き、適正な施設配置及び長寿命化等に取り組む。
警察施設	社会環境や治安情勢の変化に対応した治安基盤を確立し、「県民が安心できる安全社会」を実現し、「良好な治安」を提供することが警察における最も重要な県民サービスであることにかんがみ、適正な施設配置および長寿命化等に取り組む。
職員住宅	職員の福利厚生施策としての役割を担ってきたが、職員数の減少、通勤事情の改善、ライフスタイルの多様化等職員住宅を取り巻く環境の変化を踏まえ、現在、新たな職員住宅の建設及び取得は原則凍結し、耐震結果に基づく解体を行うなど総量の抑制を図っている。今後は、「管理計画」に基づく住宅の維持・修繕、解体を実施し、また、職員住宅の有効活用を図るため、共同利用についても取組を進める。
県営住宅	現在、約7割が建設後25年以上経過している老朽化の状況や今後の世帯数の減少の予測から、平成18年度に策定した「県営住宅再生計画」(平成23年度見直し)に基づき、施設総量の適正管理、長寿命化等に取り組む。

○取組の体系化(イメージ)

	公共建築物				
	庁舎等	教育施設	警察施設	職員住宅	県営住宅
①点検・診断等の実施方針	長寿命化指針				県営住宅 再生計画
②維持管理・更新等の実施方針					
③安全確保の推進方針					
④地震・津波対策の実施方針	静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013				
⑤長寿命化の実施方針	長寿命化指針				県営住宅 再生計画
⑥統合や廃止の推進方針	FM方針	県立高校 長期計画	警察署再編 整備計画	職員住宅 管理計画	
⑦民間活力の活用方針	FM方針				
⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための人材育成方針					

*「ファシリティマネジメントの推進に向けて」(H25.1)、「ファシリティマネジメントの実施に向けて」(H26.1)

ファシリティマネジメントのロードマップ

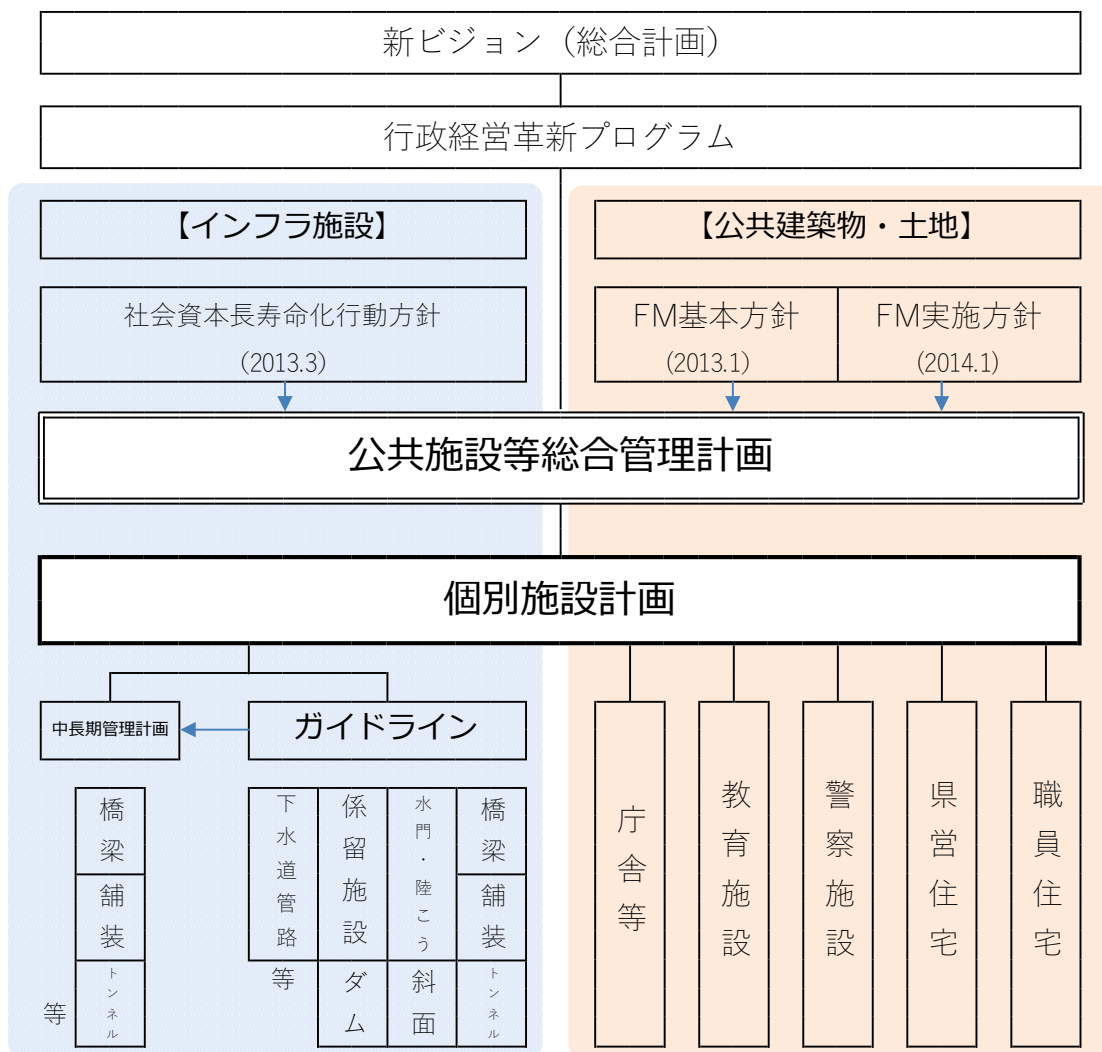
取組	内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度～
施設 総量 の 適正 化	施設アセスメントの実施	評価要領の作成	施設アセスメントの実施			個別施設計画の策定		
	専門家の参考意見の聴取などの手法の検討	スキームの作成	新たな手法を取入れた売却の実施 H27～建物付売却の実施 H29～宅地建物取引業者への売却業務委託					
	スペースのベンチマーキング				基礎情報の収集、整理			
施設 の 長 寿 命 化	意見書制度の検討、導入	モデル施設に試行、導入			検討結果により段階的に制度導入			
	劣化診断対象施設の拡充	劣化診断手法の改善等の検討	段階的に劣化診断を拡充					
	中期維持保全計画の充実	効率的な計画策定手法の検討			策定施設拡大方法の検討			
	長寿命化のための基準類の整備	骨子の検討	長寿命化指針の策定	長寿命化指針ガイドライン作成		個別施設計画の策定		
	保全業務説明会等技術支援の拡充	説明会の拡充	開	催				
	維持 管理 経費 の 最 適 化	維持管理業務のベンチマーキング	ベンチマーキング			仕様・積算の標準化の検討		
多様な発注方法の検討		対象業務・手法の検討	多様な発注の実施					
フォローアップ体制の充実		省エネルギー対策の実施状況の検証			実施に関する施設管理者への支援			
施設管理者への改善事例の紹介		改善事例紹介						
施設 の 有 効 活 用	貸付対象の検討・借受者の公募	調査・検討・導入						
	ネーミングライツ	スキームの作成	公募・実施					
	未利用財産の利活用策	スキームの検討・作成			公募・実施			
	コンビニ導入検討	手法の検討	検討結果により導入					
	貸付対象の検討・実施	調査・検討・導入						
	太陽光発電施設用地としての活用	手法の検討	検討結果により導入					
	有料広告の拡大	掲示場所や手法の検討・選定			公募・実施			
環 境 整 備	県有財産有効活用推進委員会の充実強化	業務・組織検討			充実強化			
	統一システムの導入 県・市町情報共有化	検討			共有化・公共施設情報のオープンデータ化の推進			
	行政経営研究会FM研究部会の開催	設置	開	催				

個別施設計画の内容を踏まえたロードマップの推進

第4章 今後の課題

本方針において、全庁的な取組体制の構築(第2章2(1))については、具体的な内容について今後の検討課題とした。また、その他の取組についても、具体的な取組段階に到達していないものが多々あり、今後、本方針に基づき、さらに取組方針の具体化を図りつつ、取り組んでいく。

【全体体系】



用語の説明

はじめに

アセットマネジメント インフラを資産として捉え、資産の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、効果的・効率的な維持管理・更新等を行うこと。

インフラ インフラストラクチャーの略。国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指すが、通常は道路、河川、橋梁、鉄道からガス、電話など社会生活基盤と社会経済産業基盤とを形成するものの総称としてこの語が使用される。

ファシリティマネジメント ファシリティを資産と捉え、経営的視点で総合的に企画、管理、活用すること。

ファシリティ 施設(土地・建物)とその環境。

第1章

維持 更新、改修、修繕以外の耐用年数の延長を伴わない保全行為。

修繕 劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させること。

改修 劣化した公共施設等の性能・機能について原状(初期の水準)を超えて改善すること。

更新 構造物全体又は部位・部材を作り替える行為。

維持管理 維持、修繕、改修及び日常的な巡視、点検等の行為。

第2章

LCC(ライフサイクルコスト) 製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを施設の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

オープンデータ 行政や公的機関が蓄積した情報を、誰もが自由に利用できるようにしたデータ。

PPP Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。

PFI Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

予防保全

a. 構造物系予測計画型

施設の使用中の不具合の発生を未然に防止するために規定の間隔又は基準に従って修繕等を実施し、施設の機能劣化又は不具合の確率を低減するために行う保全。

b. 構造物系状態監視型

施設の使用中の不具合の発生を未然に防止するために、状態監視に基づき行う保全。

c. 設備系状態監視型

設備の使用中の故障の発生を未然に防止するために、状態監視に基づき行う保全。

d. 設備系時間計画型

定められた時間計画に従って遂行される予防保全。

事後保全

a. 構造物系事後保全型

施設の不具合発見後、要求機能遂行状態に修復させるために行う保全。

b.設備系事後保全型

故障発見後、設備を要求機能遂行状態に修復させるために行う保全。

レベル1津波 近代で最大(100年に1回程度の発生確率)の津波・

レベル2津波 最大級(1000年に1回程度の発生確率)の津波。

複合化 一つの土地・建物に複数の施設を集合させること。

ダウンサイジング サイズ(規模)を小さくすること。

全体最適 個別の領域での効果の最大化である部分最適に対して、全体における効果の最大化のこと。

PDCA 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善する。

第3章

(インフラ資産)

施設 道路施設、河川施設、港湾施設など工種の総称をいう。

工種 橋梁、トンネル、ダムなどインフラ資産の名称。

事業 ○○橋の床版補修事業、○○ダムの機械設備補修事業など工種を形成する一部分の修繕事業のこと。

(公共建築物・土地)

施設アセスメント 複数の指標により施設の価値を評価すること。

ベンチマーキング 同じ範疇の施設において、一つの指標に着目し、そのパフォーマンスが抜きんでいる施設とそうでない施設との差が生じている理由を分析・評価し、最良の方法を見出し、採用し、改善を行う方法。

ベストプラクティス ある結果を得るのに最も効率のよい技法、手法、プロセス、活動などのこと。ファシリティマネジメントでは具体的に、ムダを省き、ムリを是正し、ムラを小さくすることにより得られる実践(プラクティス)をさす。

ネーミングライツ 施設などに名称をつけることができる権利。